

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 2861号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

# 全国町村長大会を開催



来

も  
く  
じ

- ◆道州制導入に反対する決議を改めて採択＝930町村長の総意を結集……………(2)
- ・全国町村会会長挨拶・来賓挨拶……………(4)
- ・町村への応援メッセージ……………(16)
- ・全国町村長大会来賓氏名……………(19)
- ・決議案・特別決議案提案理由説明……………(21)
- ・大会決議・特別決議……………(24)
- ・全国町村長大会要望……………(26)

活 動 平成26年度税制改正に関する要請活動を実施……………(42)

## ❀ 全国町村長大会特集 ❀



# 道州制導入に反対する決議を改めて採択

## 930町村長の総意を結集

全国町村長大会は、11月20日、正午から東京・渋谷のNHKホールで全国930の町村長、都道府県町村会関係者及び来賓の安倍晋三内閣総理大臣、赤松広隆衆議院副議長、関口昌一総務副大臣、石破茂自由民主党幹事長、蓬清二全国町村議会議長会会長など、約1,300名が出席して開催された。

大会は古口達也副会長（栃木県茂木町長）の司会で進められ、はじめに安倍内閣総理大臣から、「美しい国の原点はまさに町村にあり、その中で町村長は行政の責任者として、その地域の子供達の未来に責任を負っている。地域で頑張る人たちが希望を持って、その地域の子供達がその地域で育ったことに誇りを持って未来を見つめていくことが出来る、そういう日本を創っていくことが安倍政権の中心的な課題であり、

その実現に全力で取り組む。」との挨拶があった。

次に藤原忠彦会長（長野県川上村長）が挨拶に立ち、安倍総理の経済対策「アベノミクス」の効果の一部が大企業・大都市にとどまっており、全国津々浦々まで地域経済が活力を取り戻すには道半ばであると指摘。地方の元気がなくして日本の元気はないと述べた上で、「町村を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、誇りある、それぞれの地域づくりのために、今後とも、町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する困難な課題に積極果敢に取り組んでいくのではないかと参加者に訴えた。

この後、来賓挨拶に戻り、赤松衆議院副議長、関口総務副大臣、石破自由民主党幹事長、蓬全国町村議会議長会会長がそれぞれ挨拶を行った。

来賓挨拶終了後、町村長への応援メッセージとして大森彌東京大学名誉教授が登壇、道州制、TPP、人口減少と町村を取り巻く懸念事項を指摘した後、「町村長は日本にとってかけがえのない町村のリーダーであり、大自然の営みに感謝し、人々の間の絆を大切にすることで、お金では換算できない価値を生み出している。これこそが農山漁村地域及び町村の力であり、今後幾重もの困難が待ち受けていると思うが、町村の希望なしに日本の希



望はないので、明日の町村、明日の日本を切り開いていただきたい」と参加者を激励した。

なお本大会に臨席した衆議院議員及び参議院議員は211名(代理を含む)であり、本人出席者を紹介した。

この後、大会議長に谷口友見副会長(三重県大紀町長)を選出し、議事に入った。議案については、はじめに大会運営委員会で決定した町村行財政をめぐる諸問題解決に向けた7項目の決議案を上げ、全国町村会政務調査会の各委員長から提案理由の説明が行われ、「真の地方分権改革を強力に推進すること」など2項目については坂本和昭行政委員会委員長(大分県九重町長)から、「地方財政計画における歳出特別枠を堅持するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること」など3項目については吉田昇財政委員会委員長(埼玉県滑川町長)から、「農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化をはかること」など2項目については杉本博文経済農林委員会委員長(福井県池田町長)から各々説明が行われ、原案通り決定した。次に、道州制の導入に反対する特別決議案が上程され、白石勝也副会長(愛媛県松前町長)から提案理由説明が行われた後、満場一致で決議された。さらに34項目の大会要望も一括採択された。

これらの決議、特別決議、要望事項を実現するための実行運動方法については、町村長が地元選出国會議員、政府要路に対し、適宜、有効な方法で行うことを決定し、13時30分に大会を閉会した。

大会終了後の記者会見で、藤原会長は「本日の大会は、町村の価値や果たすべき役割の重要性を改めて訴え、活力ある地域づくりに邁進しよう」と、決議、特別決議及び要望について私たち町村長の総意の下に採択を行い、参加者全員が一致協力して頑張っていくことが確認出来た意義あるものだった。今後とも直面する困難な課題に積極果敢に取り組んでいきたい」と述べることも、報道関係者の理解と協力を求めた。



## 会長あいさつ

# 町村長相互の連携を強固にし、 直面する課題に積極果敢に取り組む



全国町村会長 **藤原 忠彦**

本日ここに、全国町村長大会を開催いたしましたところ、安倍内閣総理大臣をはじめ、来賓各位には、政務ご多端の折にもかかわらず、ご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、全国の町村長の皆様方には、遠路ご参集をいただき、心から感謝申し上げます。

げます。

本年は、豪雨や台風、竜巻等により全国各地に甚大な被害が発生いたしました。とりわけ、台風26号による豪雨災害では、東京都の伊豆大島にて多大な被害が生じ、早期の復旧に向けて懸命の努力が続けられていると伺っております。こ

れらの災害により、お亡くなりになられた方々に対し、謹んでご冥福をお祈りするとともに、被災された方々、被災された町村にお見舞いを申し上げます。

さて、東日本大震災から2年8か月余が経過いたしました。被災地では、本格的な復興に向けた取り組みがなされていますが、未だ避難を余儀なくされている方が28万人を超えるなど、各地に残された爪痕は大きく、今後幾多の困難に直面することもあろうかと存じます。私ども全国の町村長も、震災を風化させることなく、被災された方々の一日も早い生活の再建と地域の再生を強く願い、これまでに以上に被災地に関心を寄せ、復興に取り組む町村を、物心両面で支援して参りたいと存じます。

昨年末に自由民主党が政権に復帰され、安倍総理の強力なリーダーシップのもとに行われている経済対策「アベノミクス」により、円高・デフレからの脱却がはかられつつあります。また、2020年には東京においてオリンピック・パラリンピックが開催されることが決定され、我が国経済に明るい兆しが見えてきております。

安倍総理の確固たる取り組みに心から敬意を表するものでございますが、その効果はなお一部の大型企业・大都市にとどまっており、全国津々浦々まで地域経済が活を取り戻すには道半ばであると考

えております。

安倍総理は、先月、社会保障を安定させ、厳しい財政を再建するために、経済状況等を総合的に勘案し、消費税率8%引上げを決定されるとともに、これに伴う5兆円規模の経済対策の実施を表明されました。

引上げ分の税収は、全額社会保障サービスへの維持・充実に充てることとなっておりますので、私も町村もその円滑な施行に向けて努力して参りたいと存じております。

地方の元気なくして日本の元気なしであります。地域が活力を取り戻すためには、地方財政への配慮が欠かせません。

地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確保することが必要であります。

また、税制改正においても地方の貴重な財源をしっかりと守っていかねければなりません。とりわけ、「償却資産にかかる固定資産税」をはじめ、「車体課税」、「ゴルフ場利用税」などの地方税が検討の俎上に上がっておりますが、町村にとりましては、いずれも極めて貴重な財源でありますので、現行制度を堅持する等、地方税財源が確実に確保される必要があります。

次に、農林水産業について申し上げます。まず、大詰めを迎えつつあるTPP交

渉におきましては、多くの関係者が懸念を抱いたままであります。政府におかれましては、農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保に関する国会決議等を踏まえ、国益の維持に万全を期して頂きたいと思っております。

また、農業を中心に大きな改革が急速に進められようとしております。農業に光が当たることを私たちは歓迎したいと思います。しかし、生産規模の大小のみで農林水産業の価値を測ることはできません。集落の人々が絆を大事にしながら支え合う多様な営みが、日本の地域を特色のある豊かなものにしていきます。改革を進めるに当たりましては、我々、現場の意見をよく聴いて頂きたいと思っております。

安倍総理は、今国会の施政方針演説の中で、「外国訪問の際に日本の安全でおいしい農産物を紹介している」と述べられました。農林水産業に従事している人々は、丹精を込め、また額に汗しながら農林水産物をつくり続けています。こうした人々の存在そのものが、食料の供給だけでなく、環境の維持や国土の保全、さらには伝統や文化の継承にも貢献していることを忘れないで頂きたいと思っております。

農山漁村に暮らす人々が、誇りを持って農林漁業に従事し、安心して住み続けられるよう支えることがまさに「美しい

国」「美しい故郷」を守ることにつながります。

最後に、道州制に関して申し上げます。我々は、平成20年と昨年の全国町村長大会において、道州制の導入に反対する特別決議を採択して参りました。

これらの特別決議では、道州制への漠然としたイメージや期待感のみ先行し、国民の感覚から遊離していることや、道州制の導入により、市町村合併がさらに



強制されれば、農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながるっていくことなどの問題点を指摘してきたところです。

しかしながら、我々の懸念や主張にもかかわらず、与党は道州制基本法案の国会提出を目指すとしております。道州制の必要性自体の議論が全くなされないまま、示されている法案が通れば、総理大臣の諮問機関である「道州制国民会議」において、道州制導入が既成事実化され、具体的な制度設計が行われることとなります。

このため、本日、改めて「特別決議」を採択いただき、断固として道州制導入に反対して参ります。

以上、当面する町村を巡る政策課題について申し述べましたが、町村を取り巻く環境は依然として極めて厳しいものがあります。

全国町村会といたしましても、政務調査会を中心に活発な議論を行い、全力を挙げて活動しておりますが、誇りある、それぞれの地域づくりのために、今後とも、町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する困難な課題に積極果敢に取り組んでいこうではありませんか。

本大会が所期の成果を収めることができますよう、ご参集の皆様方の格別のご協力をお願いして、私のご挨拶と致します。





来賓あいさつ

# 「美しい国」の原点は町村にあり



内閣総理大臣 **あ べ しんぞう** 晋 三

全国町村長大会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。町村長の皆様には、日頃から地方自治の最前線である町村において、地域社会の発展や住民福祉の向上にご尽力をされておりますことに、心から敬意を表する次第でございます。

私の地元は、今は町村合併により長門市になっておりますが、元々は油谷町という小さな町でありました。その小さな町から、私は国会に送っていただきました。今日、この全国町村長大会に出席いたしました。まるでホームタウンに帰ってきたような、大変心が温まる思いでございます。

ございます。

私は、総理大臣就任以来、月一回のペーすで東日本大震災の被災地を訪問し、絶えず現場の声に耳を傾けながら、復興に取り組んでまいりました。震災からの一日も早い復興に向け、現場主義の下、引き続き全力で取り組んでまいります。

併せて、多様な災害が頻発する我が国において、国民の生命と財産を守るため、地方公共団体の皆様方のご協力をいただいて、防災対策を着実に進めてまいります。

また、政権の最重要課題として、経済の再生に全力で取り組んでおります。長引くデフレによって、昨年まで日本国中を覆っていた暗く重い空気は一変し、日本の景気は、マイナスからプラスへと大きく変わりました。景気回復の実感を全国隅々にまで届け、地域を元気にしていきたいと、本日改めて決意を新たにしております。

地域自らの発想と創意工夫により、魅力あふれる地域づくりを進めるため、第一次安倍内閣で始まった現在の地方分権改革のうち、最後に残された課題である「国から地方への権限移譲等」は私の内閣で着実に実現してまいります。

さらに、「日本再興戦略」や「地域の元氣創造プラン」などを着実に進めることで、皆さんと共に、地域の活性化に全力で取り組んでまいります。

町村長の皆様におかれましては、今後とも、地域の先頭に立って遺憾なくその力を発揮されることを御期待申し上げますとともに、国が進める諸政策へのご協力を改めてお願い申し上げます。

「地域の元気がなくして、日本の元気がなし。各町村、地域が元気になって初めて、日本の明るい未来は開かれていく」これが私の確信であります。「美しい国」の原点は、まさに、町村にあると思っています。

その中で皆さんは行政の責任者として、その地域の子供達の未来に責任を負っておられます。地域で頑張る人たちが希望を持てるような、その地域の子供達がその地域で育ったことに誇りを持って未来を見つめていくことが出来るような、その為の環境を創っていくこと、そういう日本を創っていくことが、安倍政権の中心的な課題でもあります。

全力でその為に取り組んでまいります事をお誓い申しまして、本日御列席の皆様のお健勝をお祈りし、全国町村長大会開催に際してのご挨拶とさせていただきますと思います。本日はおめでとございました。





来賓あいさつ

# 健全な地方自治の発展と 住民生活の向上に努めることを期待



衆議院副議長 <sup>あか</sup> <sup>まつ</sup> <sup>ひろ</sup> <sup>たか</sup>  
赤 松 広 隆

本日、全国町村長大会が開催されるにあたり、衆議院を代表し、一言ご挨拶を申し上げます。

まずはじめに、相次ぐ台風や豪雨などの自然災害により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、

被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げます。また、災害対策の責任者として、救助、復旧活動にあたられた皆さま方のご尽力に深く感謝申し上げます。

町や村の多くは、農山漁村地域にあり、国土の保全や自然環境の保護、地域文化

の継承などの重要な役割を担っています。が、産業基盤が脆弱であり、過疎化や少子高齢化の進行に伴い、財政面において不安を抱えている自治体も少なくありません。こうした中で、福祉や医療、教育、環境対策など、住民生活に直結する多くの課題に取り組み、地域の活力を維持していくには、大変なご苦労があると思います。町村行政の先頭に立ち、不断の努力を続けられている皆さまに、心より敬意を表します。

平成五年に国会において「地方分権の推進に関する決議」がなされてから二十一年が経過しました。国から地方への権限移譲が進み、地方行政の裁量が増すにつれ、地方自治体の役割は一段と大きくなってまいります。特に、住民に最も身近な自治体である町村は、地方行政の中心的な役割を担うものとして、それぞれの地域の特性を活かしつつ、健全な地方自治の発展と住民生活の向上に努めることが期待されています。

衆議院といたしましても、地方行政に携わる皆さまが主体的に魅力ある町づくり・村づくりに全力で取り組めるよう努めてまいります。

最後に、本大会のご成功と皆さまの一層のご活躍をお祈りして、挨拶といたします。

来賓あいさつ

# 町村長と共に地域を元気にし、 日本再生に取り組む



総務副大臣 関 口 昌 一

全国町村長大会開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

私も、安倍総理同様、埼玉県秩父郡皆野町という、人口わずか一万ちよつこの町の出身でございます。今日、こうして全国町村長大会に出席することは、まさにホームグラウンドに戻って来たという

思いで、挨拶をさせて頂きたいと思えます。

町村長の皆様方におかれましては、日頃から地方自治の発展の為に、大変なご尽力をいただいております。心から敬意と感謝を申し上げます。本年は、豪雨、台風、竜巻、火災などの災害などにより大きな被害が発生

し、これらの災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。ご遺族の方々にはお悔やみを申し上げます。次第でございます。また、被災された方々には、心からお見舞いを申し上げます。総務省として、今後とも被災地方公共団体の実情を充分にお伺いしながら、その財政運営に支障が生じないように適切に対応してまいります。東日本大震災からの復興を加速することは、我が国の最優先の課題であり、被災地再生のため引き続き全力で取り組んでまいります。

また、大規模災害の発生に備え、消防防災体制の充実・強化が必要であり、緊急消防援助隊の機動能力の強化を行うと共に、消防団の一層の充実・強化に努めてまいります。安倍内閣の最大の使命は、地域を元気にして、日本を再生することであり、経済再生と財政健全化の両立であります。総務省として取り組むべき課題として、第一は民間投資を喚起する成長戦略であり、地域の活性化、ICTによるイノベーションの創出、世界に貢献する国際展開を、スピード感を持って実践していくことでもあります。この為、全国津々浦々の皆様に、景気の回復と成長の実感をしていただけるよう、地域の元氣創造プランを作成したところであります。今後とも着実に推進してまいります。第一は、国・地方を通じた財政健全

化と地方分権改革の推進であります。地方財政の健全化や地方分権改革の推進により、地方の充実を促進すると共に、効率的な行政運営の為、電子行政の実現や、実効性のあるPDC Aサイクルの確立を図ってまいります。地方分権改革については、国から地方、及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、次期通常国会に第四次一括法案を提出する予定であります。今後の地方財政については、まずは必要な一般財源の総額を確保するということを大前提としつつ、財政健全化の為の歳入面、歳出面の改革に、積極的に取り組んでまいります。更に、頑張る地方を息長く応援する観点から、交付税において、地域経済の活性化に資する算定の導入を考えております。来年度の税制改正については、総務省としては、地方財政に影響を及ぼさないよう、地方公共団体の意見を十分聞きながら、対応してまいります。地方法人課税の在り方についても、難しい課題ではありますが、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組んでまいります。今年度お願いしております、地方公務員給与の減額については、皆様には大変ご苦勞をいただき、改めて感謝を申し上げます。未だ未対応の団体についても是非、ご理解ご協力をお願い申し上げます。尚、国の給与減額措置は、平成26年3月末で終了することに



なり、平成26年度の地方公務員給与に關しては、減額要請は新たに行う事はいたしません。総務省は地方のパートナー、皆様とは十分な意思疎通を図りながら、共に地域を元気にし、日本の再生に向けて全力で取り組んでまいります。

町村長の皆様方におかれましては、住民の代表として、一層ご活躍されますことを御期待申し上げ、結びに御臨席の皆様方の御健勝と全国町村会の更なる一層のご発展を御祈念申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。共に頑張ってください。





来賓あいさつ

# 町村の施策を学ぶことで、 持続可能な国家を目指す



自由民主党幹事長 **いしば 茂**

全国町村長大会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

私も自由民主党は、長い間与党を担わせていただきましたが、それがいつの間にかおごりとなって、有権者の皆様の批判を招きました。野党でありました3年半、農村でも、山村でも、誰も聞いて

無くても演説をする。そういう政治の原点に戻らなければならないという深い反省を基に、今、政権を担わせていただいております。決しておごることなく、きちんと国民の皆様にも「政権が替わって良かった」という実感を持っていただかなければならないと思っております。

そして衆議院も参議院も基本的には小選挙区ですから、一つの選挙区に一人の議員しかおりません。当選1回だから当選2回だから、まだまだ勉強途上だからというような言い訳が許されるとは思っておりません。どの選挙区におきましても、我が党所属議員が、町村長の皆様方のご期待にきちんと応えられますように、全力を挙げて修練をしていかなければならない、そのように思っておりますので、ご指導よろしく願っています。

我が日本国にとつて、今一番克服せねばならない課題とは何かといえば、どうやってこの国の持続可能性を維持するか、つまり、この国が20年先、40年先、50年先、100年先、国家として存立し得るのかということに向けて、いろんな政策を集中させていかなければならないと思っております。

私の選挙区は日本で一番小さな鳥取県でございます。出身の町は、合併して八頭町という町になりましたが、元々は郡家町という人口が1万人の小さな町でございました。秋になりますと、きれいな青空に、柿の赤い色が映えて、私の原風景はいつもそこにあります。

町村で人口がどんどん減っています。少子高齢化といわれますが、少子化と高齢化は全く別の現象であります。高齢化は進むのですが、しばらくの間は子どもは減る、高齢者は増えるという段階があ



り、次は、若い人が減るが、高齢者の人口が維持されるという段階を経て、若い人が減る、高齢者も減るといふ段階、これが順次拡大しております。若い人が東京・大都市へ集まってきましたが、東京の出生率が1.09ですから、人が集まれば集まるほど、日本全体の人口が減るといふ、恐ろしい現象が起っております。これをどうやって打開をしていくかというところで、町村の皆様のお知恵とお力を私どもは借りていかなければなりません。

徳島県的美波町という町があります。この間ある記事を読むと若い人達、企業が多く集まっているというのを拝見いたしました。或いは島根県の海士町という町があります。高校の定数が増えた、人口の1割以上が移住者であるという町であります。多くの町村において、どうやって若い人を増やすか、どうやって産業を誘致するか、そういった試みが、成功を見つあります。私どもはそこに学んでいかなければなりません。国の施策が仮に町村に届かないとすれば、それは施策が間違っているのか、或いは使い方が間違っているのか。霞ヶ関・永田町で考えることが皆様方の心に届かない、住民の心に響かないとすれば、それは私どもの側に責任があると思っております。どうか、どこが誤っているのか、という点をご指摘いただければと思います。

最後に、被災地の負担、或いは原発立地町村の負担、そして沖繩の負担、それを全国で分かち合っていたきたいと思っております。被災地であり、そして原発立地の町村であり、そして沖繩であり、日本全体のために大きな負担を負っている地域がございます。つらい思い、苦しい思いを全国で分かち合うために、私どもは全力で努力をして参ります。どうぞ応援をいただいで、この国が50年先、100年先確かな国として存立をすることができまますように、町村長の皆様のお力添えを心からお願ひしてご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。



来賓あいさつ

# 町村を守ることが、我が国のふるさとを守る



全国町村議会議長会会長 **蓬 清 二**

本日、「全国町村長大会」が、かくも盛大に開催されるに当たり、全国930の町村議会議長を代表して一言お祝いの言葉を申し上げます。

はじめに、町村長の皆様には、日頃から、町村行政の中枢にあつて、住民福祉の向上と地域の発展のため、日夜、献身

的なご努力と情熱を傾けておられますことに、心から敬意を表しますとともに、全国町村議会議長会の活動に対し格別のご高配を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、全国町村議会議長会は、去る11月13日、藤原町村会長にもご臨席を賜り、

町村議会議長全国大会を開催しました。

私どもの大会では、「東日本大震災からの復興と大規模震災対策の確立」、「真の分権型社会の実現」、「町村税財源の充実強化」、「道州制の導入断固反対」、「PPP交渉」に関する5項目を重点事項として特別決議いたしました。

これら5項目については、本日の町村長大会のスローガンの中にも掲げられておりますが、町村議長の考え方を簡単に申し述べたいと存じます。

はじめに、「東日本大震災からの復興」は、言うまでもなく国・地方を通じて取り組むべき最重要課題であります。

震災以降、各地で避難生活を余儀なくされている28万人にものぼる被災者の皆様、仮庁舎での執務を続けている福島県下の7町村の役場が、一抹の不安もなく故郷の地に戻り、地域が再生するその日まで、我々、町村議会議長会は復興対策に惜しみなく協力する所存であります。

また、この場をお借りして、復興に向けて陣頭指揮を執られている被災町村長の各位のご労苦に対し、心から敬意を表するとともに、困難な道のりに果敢に立ち向かう姿勢にエールを送りたいと存じます。

さて、真の分権型社会の到来は、地方行政に携わる者の悲願であります。

安倍総理大臣は、地方分権改革について「残された課題である国から地方への





権限移譲等は私の内閣で確実に実行する」との考えを述べられています。

この約束が実現し、地方のことは地方が責任を持って決める社会が一日も早く到来することを切に願うものであります。

しかしながら、基本法案の工程が検討されている「道州制」が導入されれば、地方分権どころの話ではなくなります。

道州制を地方分権の究極の形として論じる方もいますが、道州制は分権とは似て非なるものであり、住民自治の衰退、ひいては町村の崩壊に繋がる恐れがあり、道州制導入には断固反対いたします。

一方、現在、交渉が行われているTPPについても大変心配をしております。

交渉の如何によっては、農山漁村の崩壊を招く恐れがあります。

国には、我が国の食料供給、水源涵養、国土保全などの役割を担い、伝統・文化を育んできた農山漁村を守ることこそが「国益」であるとの姿勢で交渉に臨んでいただきたいと思っております。

さて、私ども「議会」と皆様方「首長」は、二元代表制のもと、「車の両輪」と例えられますようにチェック・アンド・バランスの機能を活かし、お互いに切磋琢磨しながら住民自治を守り、住民福祉

の向上に努めております。

町村を守ることが、我が国のふるさとを守るこの思いは共通認識でありますので、これからも藤原会長の強いリーダーシップのもと、全国町村会の声が国政にしっかりと反映されることを願いますとともに、我々町村議会議長会も、皆様方との結束をより強固にして、町村における諸課題の解決に邁進して参る所存であります。

終わりに、全国町村会のさらなるご発展とご参集の皆様方のご健勝とご活躍を祈念し、私の祝辞とさせていただきます。

## 町村への応援メッセージ

町村の希望なしに  
日本の希望はない

東京大学名誉教授

おおもり  
大 森 彌

以上減らしてはならないと思います(当時は941。今、930でちょっとまた減りました)。日本列島の地域的多样性を考えれば、大中小の多様な自治体が存在することこそ理があるからです。今後、町村が存亡の危機に直面するとすれば、それは、合併を強要する道州制の導入の動きが台頭するときです」と。もしかしたら当時の心配が現実のものになってしまうのではないかと考えています。

全国町村会の中に「道州制と町村に関する研究会」がありまして、この研究会は注意深く、自公両党で準備されている「道州制基本法案」の動きをウオッチしてきました。「道州制基本法案」は、現行の国と都道府県と市町村のこの関係を、国と道州と基礎自治体で構成される地方自治制度に変えようという提案です。

この提案の特色は、国の仕事は、外交・防衛や、真に全国的な視点に立って行わなければならない社会保障や教育の根幹など国が本来果たすべき役割に極力限定して、それ以外の現在の国の事務は新たに設置する「道州」へ移譲する。そして都道府県が行っている仕事の大部分を新たな「基礎自治体」へ移譲する。従って、受け皿となりうるだけの規模・

能力を備えた基礎的な地方自治体が必要になるという論法になっているのです。どのように基本法案の文章を変えようとも、この論理以外に「道州制」は成り立たないのではないかと私は考えています。

これは事務権限をいわばドミノ倒し的に上から下に向かって押し付けるということになるのです。「道州」は自治体というにはあまりにも巨大なものになります。同時に小規模市町村の解消を促す以外に成り立たないのです。このことを強く懸念したがゆえに、全国町村会は全国町村議会議長会と共に「道州制」の導入に強く反対してきているのではないかと思います。

町村は平成の大合併によってその存在そのものを脅かされました。当時2,500あった町村のうち1,500以上も消滅しました。いまだその検証が行われないうちに、町村が今度は、「道州制」によってその存在を脅かされようとしているのです。この脅威に打ち勝つ以外に、町村の平穩はありませんし、安心して町村運営に専念できません。これに立ち向かっていく以外にはないと考えます。

脅威はこれだけではありません。環太平洋連携協定(TPP)交渉の様子をみてみますと、守ると言い続

東日本大震災からの生活再建・地域再建のために頑張っておられる町村の皆様方、それから原発事故でふるさとを追われつつもふるさと再建のために頑張っておられる町村の皆様方、ささやかでも応援し続けたいと思います。

実は私は、平成22年12月1日の全国町村長大会では10分間の応援メッセージを仰せつかりました。3年前です。再び本日の大会で皆様方にお話しできますことを大変光栄に思っ

ております。

現在の町村をとりまく諸情勢を見ますと、できれば威勢のよい演説をしたいと思っていたのですが、心持ちはあまり晴れやかになれないことを3つほど申し上げ、しかしそれにもかかわらず頑張っていきたい、ということをお伝えしたいと思えます。

平成22年の大会の時に、私は次のように述べました。「平成の合併は事実上幕引きになりました。本日おいでの方の皆さんの町村、941をこれ

けてきた農産物の「重要5項目」さえ雲行きが怪しくなってきたからです。安倍首相のブレインの一人である経済学者は、最近、「コメをカロリー確保のために必ず保護しなければならぬのが、今、問われている」とし「TPPがうまく働けば、コメを聖域にしては駄目だ」とコメの自由化が不可欠だと語っています。よもや総理がこの意見に耳を傾けるはずはないと思いますが、どうなるでしょうか。

なるほど日々の食事はカロリーを確保することであり、そのために摂取する食物はコメだけではありません。しかしコメをカロリーとしか見ていないその見方こそ問題があるのではないのでしょうか。

日本の国土は大きな水の循環の中にあります。雨が森林に降り注ぎます。それが栄養豊かな地下水として蓄えられ、湧き出でて田畑を潤し、川となり、水棲生物をはぐくみ、町の土地を流れ、海に注ぎ、海洋生物をはぐくんでいます。海水は再び雨となって森林に降り注ぐ。これは我が国の国土固有の水の循環の姿です。この水の循環の中で要になっているのは森林と田畑なのです。なかなか水田なのです。

森を守り農産物を生産する営み

は単なる経済活動ではありません。日本の国土を守り維持するために不可欠な「暮らし方」そのものなのです。水と緑、里山の景観、あるいは伝統工芸に体现されている匠の技や、お祭りのような伝統文化などは、いずれもこの「暮らし方」なしには成り立たないのです。

安倍総理が総理になる前に打ち出された政権構想のタイトルは「美しい日本」でした。私は、農山漁村地域の皆さん方が営々と維持してこられた、この暮らしの姿こそ、「美しい日本」の不可欠な要素ではないかと思えます。先ほど、安倍総理は、「美しい国の原点は、まさに、町村にある」と言っていると思います。とおっしゃいました。是非とも「美しい日本」はどうして成り立つのかということについて心を注いでいただけないかと切に願っています。

もし我が国の国土の維持にとって不可欠な、この水の循環が断ち切られていくようになれば、国土の衰退は必至です。お米をカロリーだけで考えることなく、日本人の心と技の結晶であるという考え方で守り通していただきたいと思えます。コメの全面自由化によってコメ農家の存在が脅かされ、耕作放棄地がさらに増えていくことになれば、国土保持に

不可欠な水の循環が断ち切られていきます。それが、どうして国益に適うのでしょうか。

ちなみに、私はある時期から、食事は三度三度ご飯を食べ、お酒は必ず日本酒を飲むように心がけています。もとより、ビールやワイン、ウィスキーを飲んでも構いません。ですが、最初の乾杯は是非とも日本酒でしたいものと願っています。

全国町村会は平成13年(2001)7月、「21世紀の日本にとって農山村がなぜ大切なのか―ゆるぎない国民的合意にむけて」という冊子を公表しました。その中で、「農山漁村地域が衰退すれば、一見して堅固にみえながら、生存条件の自力救済のきかない都市は滅んでいくしかない、都市と農山漁村は対立関係になるのではなくて、お互いに足らざることを補う共生の関係にある、このことを国是とするべきである」と主張しました。TPPの動きを見るにつけ、再びこのことを、声を大にして訴えたいと思えます。

もう一つ深刻な危機があります。それは人口動態です。アベノミクスに対する期待は膨らんでいます。確かにその通りです。しかし多くの地方にとっては未だその実感が伴っておりません。その中で、実は人口減





少が強調されて、地域では重苦しい雰囲気漂っているのではないかと思います。

日本は2008年に人口減少に転じ、これから本格的な人口減少社会を迎えます。すでに「2040年地方消滅」といった論評も現れ始めました。全国が「限界自治体化」するんだ、そういう危機が迫っているんだ、という見方です。

「ご存知のように日本の国籍法は、親の国籍に重きを置く血統主義を採用しています。日本社会は基本的に日本人である両親から生まれた子供たちが次世代を成していくという社会です。しかも日本では出産は結婚と強く結びついています。出生率の低下の人口学的要因が分かっているのです。未婚率の上昇、晩婚化の進行、そして夫婦出生児数の減少です。20歳から35歳までの女性たちが結婚し、子供を産んでくれない限り、日本の人口が縮小していくことは必然ということになります。

すでに大方の人びとは、始まった人口の自然減を必然として受け止めています。それでよいのでしょうか。人口減に歯止めをかける方策をあきらめてしまってもよいのでしょうか。現在の多くの若者たちは、将来家庭を持つことを望んでいます。

し、希望する子ども数は平均二人以上となっています。

遅きに失した感がありますが、国は「少子化危機突破」の緊急対策をまとめています。①子育て支援、②働き方改革、③結婚・妊娠・出産の支援を「三本の矢」として推進していくと言っています。このためには、結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援と、「第一子、第二子、第三子以降」のそれぞれに応じた支援が必要だと思っています。

すでに各地で首長さんが先頭に立って婚活推進の集まりなど開き、「祖父母力」を活用して「産後パートナー事業」を展開し、「待機児童解消」のために努力も行っています。こういった施策をさらに充実・強化するべきではないでしょうか。

何よりも若者に向かって、結婚はいいものだ、家庭生活は忍耐の連続だ、そうした日々の忍耐こそが人間の成熟への道なのだと言く以外にはないと考えます。私は日ごろから若い人々には機会あるごとに、そのように呼びかけています。あきらめずに、結婚はいいものだ、結婚生活には忍耐に忍耐がある、そのことが人間にとっては大切だ、ということをお話し続けようではありませんか。

皆様方の町村は日本にとってかけ

がえのないところですよ。町村長さんお一人おひとりには、そのかけがえのない町村の、かけがえのないリーダーなのです。皆様方は大自然の脅威に備えながら、大自然の恵みを享受し、地域の人びとの間の絆を大切にしておられます。それによってお金には換算できない価値を生み出しているのです。そここそが農山漁村地域及び町村の力だと、私は確信しています。

町村長のみなさん、みなさんの地域と自治体運営には幾重もの困難が待ち受けているはずですよ。しかし、しっかりと大地に根を張り、「田舎こそが都会を救うんだ」という気概をもって、明日の町村、明日の日本を切り開いていっていただきたいと切望しています。困難が連続する社会のなかで生き抜くために、どうしても求めてしまうもの、それが希望だということではありませんか。ホープです。厳しい現実を生き抜こうとしていけばいくほど希望が必要です。自主・自律の精神をもって厳しい現実を生き抜こうとする町村にこそ希望があるのです。「町村の希望なしに日本の希望はない」というのを本日皆様方へお伝えするために参りました。ありがとうございます。



全国町村長大会来賓氏名

全国町村長大会には、次の国会議員(来賓挨拶をされた大臣等を除く)の方々が来賓としてご出席下さいました。衆・参両院議員は211名(本人出席者63名、衆議院議員46名、参議院議員17名。代理出席者は148名、衆議院議員93名、参議院議員55名。来賓の方々のお名前は次のとおりです。(敬称略・順不同)

本人出席者

(衆議院議員)

(46名)

(小選挙区)

中村裕之 北海道
前田一男
武部新
木村太郎 青森
階猛 岩手
西村明宏 宮城
伊藤信太郎
阿部寿一 山形
小渊優子 群馬
山口泰明 埼玉
宮川典子 山梨
細田健一 新潟
高木毅 福井
寺島義幸 長野
後藤茂之

棚橋泰文 岐阜
宮澤博行 静岡
馬場伸幸 大阪
遠藤敬
藤井比早之 兵庫
谷公一
田野瀬太道 奈良
岸信夫 山口
山口俊一 徳島
後藤田正純
玉木雄一郎 香川
宮内秀樹 福岡
坂本哲志 熊本
衛藤征士郎 大分
野間健 鹿児島
西銘恒三郎 沖縄
(比例区)
勝沼栄明 北海道
鈴木貴子 北海道
藤原崇 東北

永岡桂子 北関東
木内均 北陸信越
助田重義
重徳和彦 東海
あべ俊子 中国
小島敏文
瀬戸隆一 四国
西岡新
高木義明 九州
西川京子
林田彪
湯川一行
(参議院議員)
(17名)
岸宏一 山形
岩城光英 福島
高橋克法 栃木
中原八一 新潟
吉田博美 長野
藤川政人 愛知

代理出席者

(衆議院議員)

(93名)

(小選挙区)

吉川貴盛 北海道
町村信孝
中川郁子
津島淳 青森
江渡聡徳
大島理森
鈴木俊一 岩手
富樫博之 秋田
御法川信英
亀岡偉民 福島

菅家一郎 福島
田所嘉徳 茨城
額賀福志郎
梶山弘志
大島章宏
中村喜四郎
西川公也 栃木
井野俊郎 群馬
笹川博義
福田達夫
柴山昌彦 埼玉
三ツ林裕巳
森英介 千葉
土屋正忠 東京
井上信治
長崎幸太郎 山梨
金子恵美 新潟
長島忠美
高鳥修一
田畑裕明 富山
宮腰光寛
北村茂男 石川
山本拓 福井
宮下一郎 長野
野田聖子 岐阜
武藤容治

金子一義 岐阜
神田憲次 愛知
青山周平
三ツ矢憲生 三重
宮崎謙介 京都
井上英孝 大阪
丸山穂高
高市早苗 奈良
奥野信亮
石田真敏 和歌山
赤沢亮正 鳥取
竹下亘 島根
平沼赳夫 岡山
橋本岳
加藤勝信
岸田文雄 広島
河井克行
福山守 徳島
山本公一 愛媛
中谷元 高知
山本有二
麻生太郎 福岡
三原朝彦
山本幸三
武田良太
今村雅弘 佐賀

保利耕輔 佐賀
谷川弥一 長崎
野田毅 熊本
園田博之
金子恭之
岩屋毅 大分
古川禎久 宮崎
保岡興治 鹿児島
清水誠一 北海道
高橋(な) 東北
村岡敏英
石川昭政 北関東
新谷正義
中谷真一 南関東
堀内詔子
小田原潔 北陸
小松裕
永山文雄
鷺尾英一郎
桜井宏 東海
鈴木克昌
藤井孝男
吉川起
岩永裕貴 近畿
池田道孝 中国

小見山幸治	大野泰正	北沢俊美	山崎正昭	野上浩太郎	堂故茂	小泉昭男	豊田俊郎	古川俊治	山本一太	上野通子	上月良祐	森まさこ	大沼みずほ	中泉松司	石井浩郎	山崎力	滝沢求	長谷川岳	伊達忠一	(参議院議員)	原口一博	玉城二一	末吉光徳	大串博志	吉野正芳	坂元大輔		
〃	岐 阜	長 野	福 井	〃	富 山	神奈川	千 葉	埼 玉	群 馬	栃 木	茨 城	福 島	山 形	〃	秋 田	〃	青 森	〃	北 海 道	(55名)	〃	〃	〃	九 州	〃	中 国		
片山虎之助	太田房江	衛藤晟一	市田忠義	尾辻秀久	長峯誠	松村祥史	馬場成志	金子原二郎	福岡資麿	松山政司	野田国義	大家敏志	高野光二郎	山本順三	井原巧	磯崎仁彦	中西祐介	江島潔	石井正弘	青木一彦	舞立昇治	浜田和幸	鶴保庸介	世耕弘成	酒井庸行	岩井茂樹	渡辺猛之	
〃	〃	〃	比 例	鹿 児 島	宮 崎	〃	熊 本	長 崎	佐 賀	〃	〃	福 岡	高 知	〃	愛 媛	香 川	徳 島	山 口	岡 山	島 根	〃	鳥 取	和 歌 山	愛 知	静 岡	岐 阜	岐 阜	
	山崎正昭	福 井	神奈川	(2名)	(参議院議員)	九州	四 国	中 国	近 畿	北 陸 信 越	南 関 東	北 関 東	(比例区)	東 京	千 葉	琦 玉	(小選挙区)	(10名)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	比 例
	福 井	神奈川	〃	〃	〃	九州	四 国	中 国	近 畿	北 陸 信 越	南 関 東	北 関 東	東 京	千 葉	琦 玉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	比 例

参議院議長 祝電メッセージ

全国町村長大会の御盛会を心よりお慶び申し上げます。

それぞれの町村において、日頃重責を担っておられる皆様が一堂に会し、地方自治の諸課題について議論を交わされ、総意を結集されることは誠に意義深いものと存じます。

個性にあふれ、活力に満ちた町村を実現していくためには、将来を見据えた大局的な取組が必要となつてまいります。それぞれの町村の舵取り役として日夜御奮闘いただいております皆様、大きな期待が寄せられております。

参議院といたしましても、長期的・総合的な観点から審議や調査活動を進め、地方の実情を的確に把握して、地方分権の推進と地方自治の更なる振興に資するよう、引き続き全力を尽くしてまいります。

本日の大会が、実り多いものとなりますよう祈念いたしますとともに、全国町村会の更なる御発展と御列席の皆様の一層の御健勝、御活躍を心よりお祈り申し上げます。

参議院議長 山崎正昭





### 決議案 提案理由説明(行政委員会)

私からは、二つの決議案について、提案理由をご説明いたします。

一つ目は、「真の地方分権改革を強力に推進」についてであります。

真の地方自治を確立するためには、住民に身近な行政を、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようになるとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組みることができる仕組みに転換しなければなりません。

安倍内閣は「地方の元気がなくして



行政委員会委員長 大分県九重町長  
坂本 和昭

国の元気はない」との考えの下、地域ごとに創意工夫を活かし、地域が自らの発想で特色をもった地域づくりができるよう地方分権改革を推進する方針を示しており、これは、私も町村が地域と直に向き合い、住民の想いを受け、住民の一番身近なところで行政サービスを行っていることを踏まえたものであると認識をしております。

よって、現在、政府が進めている、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大等について町村の意見を反映した地方分権改革を、引き続き強く求めるものです。

二つ目は、「領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと」についてであります。

近年、我が国の領域内において、日本の主権に関わる事案が相次いで発生しております。これらは、国民生活や経済活動に大きな影響を与えるものであり、決して看過できるものではありません。

国の平和と国民生活の安全・安心を守ることは、国家

が果たすべき最大の責務であり、その責務を果たすために国は、強力な外交交渉、適切な広報啓発活動、そしてなにより関係諸国に対して毅然とした姿勢で問題に臨むことを求めるものです。

以上二点について、満場の町村長各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

### 決議案 提案理由説明(財政委員会)

私からは、三つの決議案について、提案理由をご説明いたします。

進」についてであります。

第一に「東日本大震災からの早期復興と全国的な防災・減災対策の推

東日本大震災の被災地では、現在、本格的な復興に向けた取り組みが行われておりますが、各地に残された爪痕はあまりにも大きく、何よりも被災者の一日も早い再建と地域の再生が強く求められているところであります。

国は、復興に向けた各般の支援体制を構築してはおりますが、一方で、様々な課題が生じてきており、より一層の取り組みの強化を求めるものであります。

加えて、南海トラフ地震等、今後起こりうる大規模災害や、近年、豪雨・大型台風が頻発していることに対応するため、全国的な防災・減災対策の強化が急務であり、その



財政委員会委員長 埼玉県滑川町長  
吉田 昇

推進を求めるものであります。

第二に決議の三番目、「地方交付税の充実強化」についてであります。

私も町村においては、何と云いましても命綱である地方交付税の総額確保は、最重要課題であります。

地方財政計画における歳出特別枠を堅持するとともに、地方単独事業を含めた社会保障関係費の自然増等を地方財政計画に的確に反映し、一般財源総額を確保することを求めるものであります。

第三は、決議の四番目、「来年度の税制改正」についてであります。

来年度の税制改正では、「償却資

産にかかる固定資産税」をはじめ、「ゴルフ場利用税」、「自動車取得税」

など、とりわけ町村の財政に大きな影響を与える事項が検討の俎上に上っております。

町村にとりましては、いずれも極めて貴重な財源でありますので、「償却資産に係る固定資産税」及び「ゴルフ場利用税」を堅持するとともに、「自動車取得税」の見直しにあたっては、代替財源の確保を前提にすることを求めるものであります。

以上、三点について、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

### 決議案 提案理由説明(経済農林委員会)

私からは、2点についてご説明申し上げます。

まず、最初に、ある農家のお母さんのつばきをご紹介します。

「おれたちは、都会の人に食料があるからと、米も、野菜も、キノコもつくった。魚もほしくいふから、

風土を育み、文化をつなぎ、美しい山河や田畑を守りながら、生業を続けてまいりました。

このことは、国民の命を支え、国を富ましてきた源であったと理解しています。

そして、今、私たちは、都市や大都市に従う農山漁村になつてはなりません。企業や大企業に吸い取られる農林漁業にしていけません。また反面、自らを省みることで、改良変革を怠る農山漁村になつてもいけません。

さらに、「98・5：1・5」(注：GDPにおける他産業と第1次産業の比など)といった構図で論じられ

るべきものではないと考えております。

そこで、大変平凡な文章となっておりますが、農山漁村の持続、安定的な生活の確保と農林漁業の振興を全国民に訴えたく、決議案へのご賛同をお願いするものであります。

次に2点目は、年内妥結とも報道されているTPP交渉に対する決議案について申し上げます。

いったい何が聖域で、どうすることが国益なのでしょう。何らの説明もなく、「い」かで誰かが決めた」では納得できません。

政府の「聖域を守る」「国益を堅持する」との、国民との約束が、交渉を急ぐあまり、置き去りとならぬよう、政府に強く訴えようとするものであります。

以上、2点の決議案について、その提案理由を申し上げます。何卒、皆様のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。



福井県池田町長 福井 博文  
経済農林委員会委員長 杉本 博

# 特別決議案 提案理由説明

私からは、特別決議についての提案理由を説明申し上げます。

私どもは、これまで平成20年と24年の全国町村長大会において、道州制の導入に反対する特別決議を採択し、関係方面へ要請活動を行ってまいりました。

これらの特別決議では、道州制への漠然としたイメージや期待感のみ先行し、国民の感覚から遊離していること、道州制の導入により市町村合併がさらに強制されれば、農山漁

村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながっていくことなどの問題点を指摘したところ  
です。

しかしながら、我々の懸念や主張にもかかわらず、与党は道州制の導入を行おうとしております。道州制がなぜ必要かの議論を先ず行うべき  
です。

道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出し、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大します。さらに道州に

おける中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなり、住民自治も埋没する懸念もあります。

それぞれの地域には歴史、文化、慣習、伝統といった地域の特色があります。国土の多様な姿に見合った多彩な町村のありようそのものが日本の活力であります。

このようなことから、本大会において改めて、「道州制の導入に反対する特別決議」を行い、政府・国会など関係

要路に強力に訴えようとするものであります。

町村長各位の満場のご賛同を賜り

ますようお願い申しあげまして、提案理由の説明を終わります。



全国町村会副会長 愛媛県松前町長  
白石勝也





## 決 議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、景気回復が未だ波及していないことによる税収の低迷、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、さらにTPP交渉の帰趨によっては、一層深刻な状況となることが懸念されている。

加えて、東日本大震災の被災地における本格的な復興をはじめ、わが国の再生を進めていくためには、国と地方が総力を上げて取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展

開しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

### 記

- 一、東日本大震災からの早期の復興をはかるとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
  - 一、真の地方分権改革を強力に推進すること。
  - 一、地方財政計画における歳出特別枠を堅持するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
  - 一、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、自動車取得税の見直しは代替財源の確保を前提とすること。
  - 一、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化をはかること。
  - 一、TPP交渉にあたっては、国益の堅持と重要5品目等聖域の確保に万全を期すこと。
  - 一、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。
- 以上決議する。

平成25年11月20日  
全国町村長大会

## 特 別 決 議

我々は、これまで平成20年と24年の全国町村長大会において、道州制の導入に反対する特別決議を採択し関係方面へ要請活動を行ってきた。

これら特別決議では、道州制への漠然としたイメージや期待感のみ先行し、国民の感覚から遊離していること、道州制の導入により市町村合併がさらに強制されれば、農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながっていくことなどの問題点を指摘した。

しかしながら、我々の懸念や主張にもかかわらず、与党は「道州制基本法案」の国会提出を目指すとしている。道州制の必要性自体の議論が全くなされなまま、示されている法案が通れば、総理大臣の諮問機関である「道州制国民会議」において、道州制導入が既成事実化され、具体的な制度設計が行われることになる。

道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、また、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大する。加えて、道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念がある。

それぞれの地域には歴史、文化、慣習、伝統といった地域の特色があり、国土の多様な姿に見合った多彩な町村が存在することがこの国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿であることを忘れてはならない。

よって、我々は、「道州制基本法案」の国会提出と道州制の導入に断固として反対していく。

平成25年11月20日  
全国町村長大会

## 大会議長



全国町村会副会長 三重県大紀町長

たに ぐち とも み  
谷口 友見



## 大会司会者



全国町村会副会長 栃木県茂木町長

こ ぐち たつ や  
古口 達也



## 記者会見



大会終了後、記者会見を行う藤原会長(右から2人目)、古口副会長(右)、谷口副会長(右から3人目)、白石副会長(右から4人目)

# 全国町村長大会要望

## 1、東日本大震災からの復興と全国的な防災・減災対策の強化

東日本大震災から2年半余りが経過し、被災地では、本格的な復興に向けた取り組みが行われているが、山積する諸課題の解決に向けて、国と地方が総力を結集して取り組まなければならない。

特に、福島第一原発事故の影響により、帰還が困難な被災者及び復興が遅れている市町村への支援を強化すべきである。

加えて、我が国は、地震列島であり、急峻な産地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限に止めるため、大地震やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、国は次の事項を実現すること。

### I、東日本大震災からの復興

#### 1、地域の主体性を生かした復興対策

地域の主体性を生かした復興が計画的かつ着実に進めるよう、万全の予算措置を講じること。

#### 2、医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援

(1) 被災者・避難者に対する医療・福祉サービスの安定的・持続的に提供するため、必要な医療職・介護職等の確保等十分な支援を行うこと。

(2) 高齢者をはじめとする被災者・避難者、児童・生徒及び教職員の心のケアについて、

十分な支援を講じること。

### 3、農林水産業の事業再開への支援及び商工業、観光業等の復興支援

(1) 被災地における農林水産業の復旧・復興を「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産復興マスタープラン」によって着実に推進すること。

特に、壊滅的な被害を受けた水産業については、水揚げ量のさらなる回復について漁港や加工流通施設の復旧・復興の加速化をはかること。

また、農業については、農地・農業施設等の復旧はもとより、既往債務の減免や金融支援措置等のソフト面の支援にも万全を期す等、再生に注力すること。

#### (2) 震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、

税財政支援や金融支援等を通じ、既往債務に対する積極的な買取りや資金需要への迅速な対応等、各支援策の拡充・強化をはかること。特に、被災した事業者の事業再生のために、産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構の相互連携を強化すること。

### 4、公共施設等の復旧・復興

(1) 復興道路、復興支援道路の早期の全線開通をはかること。

また、公共交通確保の観点から鉄道の早期復旧についても、強力な支援を行うこと。津波によって破壊された防波堤や防潮堤等のインフラ整備を着実に進めること。

(3) 被災した医療機関の施設・設備の整備

等について、万全の財政措置を講じること。

(4) 地域の意向に沿った復興が計画的かつ着実に進めるよう、農用地区域の除外要件を緩和するとともに、「農地転用許可の権限を町村に移譲すること。」

(5) 所有者不明土地の財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与し、被災市町村が適切な管理を行えるようにすること。

(6) 住宅再建に向けた宅地造成について、復興計画の実施に必要な都市計画法、農業振興地域整備法及び森林法等にかかると手続が市町村中心で行われるよう一本化し、土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組みを構築すること。

### 5、被災町村への財政支援

被災した町村の復興計画に基づく事業等が、計画的かつ円滑に推進できるよう、必要な財政措置を講じること。

### 6、被災市町村への人的支援

全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による職員派遣については、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。また、被災市町村における膨大な事務負担の軽減を図るため、事務手続きの緩和・簡素化の措置を講じること。

### II、原子力災害対策

1、原発事故の早期収束と廃炉の着実な実施  
福島第一原発事故の早期収束をはかることともに、廃炉にする4基の原子炉について廃炉工程表に基づき着実に実施すること。

2、避難の長期化を踏まえた生活・健康面の支援

避難の長期化に伴って深刻化している住居、雇用、医療等にかかる避難住民の切実な不安を解消するため、法律に基づく支援を講じること。

特に、住民の帰還しやすい環境をつくるため、災害公営住宅の建設に対する支援を強化するとともに、「町外コミュニティ（仮の町）」構想の具現化に向け、必要な法整備を行うこと。

### 3、賠償範囲の再検討と賠償金支払いの迅速化

原子力損害の賠償にあたっては、自主的避難等対象区域から除外された福島県一部市町村の見直しを行うとともに、同等の放射線量が計測される隣接県の市町村についても、その対象とすること。また、賠償金については請求手続きを簡素化し、支払を迅速化させること。

また、被災者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を東京電力に徹底させることにも、先に成立した時効の中断に関する特例法では、被災者の救済は不十分であることから、原発事故の賠償請求権については、時効消滅しないとする旨の立法措置を講じること。

### 4、国の責任による除染の徹底と放射性廃棄物の処理方針の確立

(1) 町村が実施する除染については、住民が行う除染も含め、国の責任で費用を措置すること。また、農地や森林の除染を積極的に推進することにも、河川・湖沼等の除染方針を早急に示し環境の回復をはかること。

(2) 増大する放射性廃棄物の処理にあたっては、除去土壌等の仮置き場及び中間貯蔵



施設等についても国の責任で措置するとともに、除染廃棄物の処理を加速化するため、減容化施設の設置を推進すること。

(3) 放射性物質を含む汚染水問題については、「基本方針」に基づき、早急に根本的な解決をはかること。

5、被災者に対する生活支援等の徹底

子ども、被災者生活支援法に基づく施策の実施対象となる地域の指定については、被災者の意見や地域の実状に十分配慮し、真に被災者が必要とする施策を講じること。

また、放射性物質の健康に対する影響は将来的に顕在化するとされているため、福島県や影響が及んでいる他の地域の住民に対する健康検査や疾病予防、治療等に万全の措置を講じること。

6、原発の安全規制等の抜本的な見直し

(1) 原発の安全規制等については、原発行政に対する国民の不安と不信が払拭されていないため、国民の信頼回復に向け万全を期すること。

(2) 原発の再稼働にあたっては、電力需給の見込みだけで判断するのではなく、未曾有の自然災害等を想定した安全面の検証を徹底し、地元自治体や住民の納得を得た後に再稼働の是非を決めること。

(3) 原発立地地域等の住民の安全・安心を確保するため、緊急避難用道路や災害用重機搬入路等を早急に整備するとともに、原子力防災対策のあり方について科学的知見に基づき見直すこと。

Ⅲ、全国的な防災・減災対策の強化

1、大震災等災害対策の確立

(1) 「災害対策基本法等の一部を改正する

法律」、「大規模災害からの復興に関する法律」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、南海トラフ地震、首都直下地震等の地震災害、津波災害、風水害、火山災害など今後懸念される巨大災害や複合災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。

(2) 改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象を拡大するなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

(3) 今後起こりうる大規模災害に対応するため、全国防災・減災事業が確実に実施できるような財政措置を講じること。

(4) 東日本大震災のような大規模災害時に生じる災害廃棄物について、国による代行の仕組み、広域的な協力要請・財政支援の仕組みを充実・強化し、広域的な処理体制を確立すること。

(5) 固定電話、携帯電話等の基地局等通信施設の防災機能を強化すること。また、双方向無線通信機器など消防団の装備の緊急かつ集中的な整備や、衛星携帯電話の整備等、地域の防災力向上に対する十分な財政措置を講じること。

(6) 被災者生活再建支援法について、同一災害による被災者世帯の公平を期すため、「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」などの適用要件を見直すこと。

(7) 近年頻発する集中豪雨や台風などによる土砂災害、高潮災害、水害等に際し、住民の安全を守る観点に立って、避難勧告等の発令・伝達の指針となるガイドラインを早急に見直すこと。

2、地震・津波の観測・監視体制の充実強化  
南海トラフ地震、首都直下地震等、想定される大規模地震に対し、観測体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。

3、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業をはじめとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。

特に、最近の集中豪雨の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等のあり方を再検討するほか、災害の発生のおそれがある老朽ため池等の整備を推進すること。

4、火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業を推進すること。

### 2、町村自治の確立

全国の町村は、長い歴史が育んできた独自の文化を守りながら食料の安定供給や水源かん養、地球温暖化対策に資する森林の整備・保全等国民生活にとって重要な役割を担い続けてきた。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行や地域産業の衰退等町村を取り巻く環境は依然として厳しく、危機的な状況にある。

こうした課題に適切に対応し、町村が発展し続けるために、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの発想で特色を持った地域づくりができるようにするための仕組みにしなければならない。

よって国は、町村がこれまで果たしてき

た役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現すること。

1、権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小

(1) 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。

(2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。

(3) 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

2、国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。

3、特別決議にあるように道州制は絶対に導入しないこと。

### 3、町村財政基盤の確立

三位一体改革の結果、町村は、地域間格差が拡大し、極めて厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済・雇用情勢と相まって、地域の疲弊が深刻化している。

こうした中、地域の自主性及び自立性を高めるための改革、税制の中長期的課題等に取り組むとされているが、町村が、より自主的・主体的な地域づくりに取り組むとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税率の引き上げなど、地方自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の確立

が不可欠である。  
よって、国は次の事項を実現すること。

1、町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を實質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

② 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

(2) 個人住民税は、負担分任を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかること。

また、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。

(3) 地方法人課税のあり方について検討する場合は、法人市町村民税が、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めするために課税するものであること、企業誘致等の税源かん養のインセンティブとなっていること等を踏まえ、個別町村において行政サービス低下を招かないよう慎重に行うこと。

また、法人実効税率のあり方について議論する場合は、課税ベースの拡大等による所要の地方税財源の確保を大前提とし、地方財政に影響を与えないこと。

(4) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富み、町村財政における基幹税目である

ことから、次により、税収が安定的に確保できるようにすること。

① 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

② ハブル期以降の地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、土地の負担軽減措置等について、公平性、合理性等の観点から早急に点検・見直しを行うこと。特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。

(5) 地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。よって、国は、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保をはかること。

① 町村が、森林吸収源対策など地球温暖化対策を総合的かつ主体的に実施するとともに、豊富な自然環境により生み出される再生可能エネルギーの活用や山村の元気づ造に取り組むことができるよう、地方税財源を確保する仕組みを早急に構築すること。

② 石油石炭税の税率の特例措置による税収の使途については、二酸化炭素排出抑制策に限定せず、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付け、所要の財源を措置すること。

③ 石油石炭税の税率の特例措置による税収の一定割合は、森林の整備・保全、国土の保全・自然災害防止を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ譲与すること。

④ 森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。

(6) 自動車取得税は、税収の約7割が市町村に交付され、極めて貴重な財源となっていることを踏まえ、同税の引き下げ及び廃止にあたっては、自動車税及び軽自動車税において環境性能等に応じた課税を強化するなどにより、市町村の安定的な代替の税財源を確保し、減収が生じないようにすること。

また、軽自動車税については、軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡等を考慮した税率の見直しを行うこと。さらに、自動車重量税は、その約4割が市町村に譲与されていることを踏まえ、自動車重量税と税収の減少につながる見直しは行わないこと。

(7) 消費税引上げに伴う低所得者対策

① 消費税引上げに伴う軽減税率制度の導入については、対象品目選定の公平性及び困難性、国・地方の社会保障財源確保の重要性などに鑑み、極めて慎重に検討すること。

② 消費税の引上げに伴う「簡素な給付措置」については、国の責任において実施すること。

(8) たばこ税の将来に向かった税率引き

上げの判断にあたっては、市町村たばこ税の現行税収総額に及ぼす影響等を見極めること。

(9) ゴルフ場利用税(交付金)は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(10) 入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(11) 地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、さらに整理合理化すること。

(12) 軽自動車税の適正な賦課徴収事務に資するため、自動車登録情報について、電子データにより確実に提供できる仕組みの構築を検討すること。

(13) 固定資産税の賦課徴収事務の効率化に資するため、不動産登記情報等について、電子データにより確実に提供できる仕組みの構築を検討すること。

2、地方交付税の充実強化

(1) 雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されている「歳出特別枠」については、当面維持すること。

(2) 交付税率を引き上げるとともに、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元・増額すること。

(3) 社会保障の充実や消費税引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増を含め、地方の社会保障関係費の自然増及び社



会保障支出以外の経費の消費税引上げに伴う支出の増について、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

(4) 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

(5) 交付税特会借入金償還については、財政健全化のため償還計画のとおり確実に実行すること。

(6) 多くの町村は、過疎、山村、離島、豪雪等の条件不利地域であり、その人口・面積も千差万別である。また、地域医療の確保、生活交通の確保、地域コミュニティの維持など新たな財政需要が生じてきている。

このような町村の多様な財政需要を的確に反映するための工夫を重ね、個別町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう、所要額を必ず確保すること。

(7) 地方交付税は地方の固有財源であり、本来地方が自主的に決定すべき事項に關し、国の政策目的を強制するための手段として用いないこと。

また、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」「地方交付税交付金」については、「地方共有税調整金」に変更すること。

(8) 地方交付税（地方共有税）は、国の一般会計を経由せず地方交付税（地方共有税）特別会計に直接繰り入れること。

(9) 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機

能」と、「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、不可欠であるので、これを堅持すること。

### 3、地方債の充実改善

(1) 町村が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、地方債資金の所要総額を確保するとともに、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

(2) 臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講じること。

(3) 老朽化した公共施設等が更新時期を迎えるにあたり、町村の負担を軽減するため、特例的に公共施設等の解体撤去費を地方債の対象にするなど財源措置を講じること。

## 4、国土政策と地域の元氣創造の推進

国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の総合的な整備をはかることが基本であり、着実に推進していかねばならないが、併せて地域資源を最大限活用し、地域活性化の事業の実現を目指す自治体を支援することが求められている。

とりわけ、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備や地域交通の再生・活性化を急ぐとともに、全国のそれぞれの地域が特性を活かした適切な役割を、将来にわたり担っていきけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

加えて、徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、強くてしなやかな国土を形

成することも極めて重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、国土形成計画（全国計画）の総点検にあたっては、東日本大震災の影響をはじめ、人口減少・高齢化、インフラの老朽化等の社会経済状況の変化を勘案することともに、町村の特性や意見を十分踏まえること。

2、防災・減災等に資する国土強靱化に向け、橋梁・トンネル等の社会資本の老朽化対策を総合的に推進すること。

また、都市公園の機能更新についても、十分な財源措置を講じること。

3、都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源等を活用したイノベーションの推進、地域の自立を目指した産学金官の地域経済循環の促進等により、地域の元氣を創造する町村を積極的に支援すること。

4、東日本大震災等を教訓とし、災害に強い国土づくりのためにも、長期的視点に立つて人口及び産業の地方分散を推進すること。

5、地域公共交通のあり方の検討にあたっては、地域交通の存続の危機に直面している町村の実情を踏まえ、事業者の確保をはじめ、交通ネットワークに配慮すること。また、「地域公共交通確保維持改善事業」については、補助要件の緩和をはかるとともに、自由度の高いものとし、充実強化をはかること。

6、相続人が多数存在し、かつ、相続手続きが一定期間（すくなくとも三世代以上）なされていない土地を、地域住民が生活していくうえで不可欠な公共用地として取得する場合は、簡略な手続きで行えるよう法

的整備を検討すること。

## 5、空き家対策の推進

空き家は、過疎化、少子高齢化が急速に進む中で増加してきており、防災、防犯、火災予防、衛生、景観、地域活性化などの面で全国的に問題化している。

このため、町村では条例を制定して空き家の撤去など適正な管理に取り組み動きもあるが、種々制約が多く、国が積極的かつ効果的に対策を講じる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、安全性確保や住環境の改善等の観点から、地方団体が直接かつ容易に解体撤去が行えるよう、空家等対策の推進に資する法律を制定することともに、その費用に対する財源措置を明確にすること。

2、空き家の問題は、各省庁にまたがるため、それぞれの施策が有機的に連携して効果を上げることができるよう、政府全体として一元的に取り組み体制を強化すること。

3、固定資産税の住宅用地特例の対象を、家屋の所有者等が家屋の所在地に住所を有する場合に限定すること。

4、空き家有効活用を促進するための「空き家再生等推進事業」については、町村の実情を踏まえ、対象施設の範囲を拡大することともに、補助対象経費を充実・強化すること。

## 6、環境保全対策の推進

低炭素社会の実現が世界的なテーマとなる中、政府の温室効果ガス排出削減目標に沿って、町村においても、地球温暖化対策



を推進していくことが求められている。  
また、循環型社会への取り組みや廃棄物の処理は、地域の住民にとっても大きな課題となっている。

よって、国は、次の事項を実現すること。

1、地球温暖化対策の推進

(1) 町村が、その自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策の取り組みを推進できるよう、必要な税財政上の措置その他の措置を講ずること。

(2) 町村の「実行計画」に設定した温室効果ガス削減目標を達成できるよう、積極的な支援体制を構築すること。

2、循環型社会の構築

(1) 第3次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再利用）の3Rに重点を置いた循環型社会の形成を推進すること。

(2) 廃棄物処理施設の整備を計画的に推進するため、適切な措置を講ずること。

(3) 廃棄物処理施設の解体等に対して適切な財政支援措置を講ずること。

(4) 使用済小型電子機器等の再資源化はきわめて重要であり、リサイクルの推進にあたっては、分別収集の事務を担う町村の財政負担とならないよう万全の措置を講ずること。

(5) 家電リサイクル料金を「前払い方式」に改めるとともに、市町村において処理困難な機械器具について、対象品目を追加すること。

また、不法投棄物の回収は、製造業者等の責任で行うこととし、町村が回収した場

合は、その回収費用及びリサイクル費用を製造業者等の負担とするなど、町村の負担とならないよう万全の措置を講ずること。

(6) 持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化をはかることともに、分別収集・選別保管にかかる町村と事業者の費用負担及び役割分担について、更に適切な見直しを行うこと。

また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。  
(7) 自動車リサイクル法に基づく「不法投棄対策支援事業」及び「離島対策支援事業」を拡充することともに、「不法投棄対策支援事業」については、未然防止対策や行政代執行によらない原状回復への支援等も対象にすること。

また、不法投棄車の回収費用などについて、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講ずること。

(8) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組みようつ強力に指導すること。

(9) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

3、漂流・漂着「ミ」の処理対策の推進

(1) 海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要は法制を速やかに整備すること。  
(2) 国外からの海岸漂着物については、原

因究明とその防止策、監視体制の強化など外交上適切に対応すること。

7、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、災害に備えた医療提供体制等

病院の耐震化を早急に進めるとともに、老朽化による建て替えや改修に対し、十分な財政措置を講ずること。  
特に、災害時の医療拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に行うこと。

2、医師等の人材確保

(1) 地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等規制的手法の導入や一定期間過疎地域等への勤務義務付けなど診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

(2) 医学部の新設や定員増により医師養成数を大幅に増員する等医師確保対策を強力に推進するとともに、地域医療を担う医師の養成と地域への定着をはかるための方策を講ずること。

(3) 看護師、助産師、保健師、栄養士等専門職の養成・確保をはかることともに、就労環境の整備等を促進し定着化をはかること。  
3、自治体病院等への支援

(1) 不採算部門を抱える自治体病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化をはかるため一層の財政支援措置を講ずること。

(2) 医師標欠及び看護職員配置基準にかかる診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置を講ずること。

4、へき地医療の充実・確保  
中山間地域・離島等のへき地における医療を確保するため、いわゆる総合医の養成・確保をはかり、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備・運営等により地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進すること。

5、救急医療・周産期医療の体制整備  
小児救急をはじめとする救急医療体制及び周産期医療体制の体系的な整備を推進することともに、十分な財政支援を講ずること。

6、在宅医療等の推進  
(1) 地域包括ケアシステムを構築し、医療と介護の連携強化・機能分化をはかった上で、在宅医療・訪問看護を推進すること。

(2) 在宅医療・訪問看護を推進するための基盤整備を進めるとともに、人材の養成・確保をはかること。

7、がん検診の推進

がん検診推進事業については、対象年齢を拡げるとともに、必要な財政措置を講ずること。

8、予防接種の推進

(1) 水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じた上で、早急に予防接種法における定期接種の対象とする。

また、ロタウイルスワクチンについても

定期接種の対象とするための検討を早急に行うこと。

(2) 妊婦への感染を防止するために風疹ワクチンを任意接種した者に対し、全国一律に公費助成を行えるよう国の責任において必要な財源を確保すること。

9、新型インフルエンザ対策の推進

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策が円滑に実施できるよう広く国民に周知をはかること。

(2) まん延期において市町村が行う生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置並びに市町村が必要と認め独自に行う対策に関して、国として十分支援すること。

10、感染症対策の推進

重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等のダニ類を媒介とする感染症について、感染予防策を講じるとともに、感染防止に関する啓発を推進すること。

8、少子化社会対策の推進

我が国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率が低迷を続け、少子化傾向はきわめて深刻さを増している。

人口減少社会の到来は、少子化による世帯規模の縮小や地域社会の活力の低下、退、生産年齢人口や労働力人口の減少を通じて、経済成長にマイナスの影響を与え、さらに社会保障負担に対する現役世代の負担の増大が懸念される。

よって、国は、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画社会づくり、若者の就労支援等の施策とともに、子育ての価値、魅

力について啓発活動を積極的に行うなど、次の事項を総合的に推進すること。

1、子育て支援の充実

(1) 子育て支援に関する施策については、国の関与を最小限とし、町村の自由度を高めることとし、児童人口減少地域の実情が反映できるものとする。

(2) 市町村が地域の実情に応じ、障害児を含むすべての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、子育て支援に係る施設整備や人的体制の確保に向けて、万全な財政措置を講じること。

(3) 子ども・子育て関連三法の施行にあたっては、十分な準備期間を設け、保護者や施設職員等の子育て関係当事者に対して周知徹底を図ること。

また、二重行政の解消のため、国における所管を一元化すること。

2、乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭の医療費に対する助成について、全国統一的な制度化をはかるなど適切な措置を講じること。

9、障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、「障害者総合支援法」のうち、平成26年4月に施行される障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大等に向けては、現場に混乱を来さぬよう具体的な情報を迅速

に提供すること。

また、実施主体である町村が安定的に制度を運営できるようにするとともに、必要となる財源については国の責任で万全の措置を講じること。

10、介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度は利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費も急速に増大している。そのため、利用者が出来る限り住み慣れた地域で、安心して地域の特性に応じた多様なサービスを受けられるよう、地域包括ケアシステムを構築するとともに、同制度の円滑かつ安定的な運営をはかることが喫緊の課題である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じている。公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化をはかること。

また、サービス提供が困難な地域の解消のため、新たな支援策を検討すること。

2、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合は、実態に即した財政措置を講じること。

3、財政運営の充実

(1) 国の負担（居宅給付費の25%、施設等給付費の20%）のうち5%が調整財源とされているが、これを外枠とするなどにより、算定基準に介護保険施設の定員数を加味すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は国及び都道府県において負担すること。

4、低所得者に対する施設住居費等の軽減策は、国の責任において適切な財政措置を講じること。

5、介護報酬の改定にあたっては、保険料に及ぼす影響に留意するとともに、給付と負担の均衡に配慮すること。

6、要支援者への支援の見直しにあたっては、町村の財政状況等により事業の実施に格差が生じないようにするとともに、効率的な事業の実施については、全てを町村の判断に委ねるのではなく、サービス内容に応じた利用者負担の設定など、国の責任において一定の方針を示すこと。

また、生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化については、全国一律で義務付けるのではなく、個々の町村の実情に配慮すること。

7、一定以上の所得者の利用者負担の引き上げ及び高額介護サービス費の負担限度額の引き上げに伴い、新たに生じる所得判定など、町村の事務負担が過大とならないよう、実務面について配慮すること。

8、特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上の重度者に重点化することについて、要介護2以下の軽度者の中には、住宅事情等により在宅介護が困難な者もいることから、その受け皿について検討すること。

9、補足給付の資産動向について、「預貯金」を要件とする場合、口座情報を一元的に把握する仕組みがないことや、また、「不動産」を要件とする場合、農山村等では売却や担保設定が困難なことから、その実施については慎重に検討すること。

10、介護サービスの基盤整備



(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、訪問介護員、介護支援専門員等人材の育成・確保をはかること。

(2) 地域の介護ニーズに対応するため小規模施設(定員29名以下)等の整備を推進している介護基盤緊急整備等臨時特例交付金は、国の責任において継続すること。

11、サービス付き高齢者向け住宅、身体障害者療護施設等について、施設所在町村の負担にならないよう、介護保険制度上の住居特例の適用範囲を拡大すること。

### 11、医療保険制度の一本化の実現等

国民皆保険制度の基盤をなす国民健康保険の加入者は、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加することともに、社会経済情勢の変化により被用者保険に加入できない失業者・非正規雇用者・長期療養者等も増加している。

加入者の所得額に対する保険料(税)負担の割合は被用者保険の加入者とは比べ著しく高くなっており、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れについて、もはや限界に達するなど困難な状況となっている。

また、後期高齢者医療制度については、平成26年度の保険料改定において、保険料の大幅な引き上げが危惧されるところであるが、今後の高齢化の進展や医療技術の向上等により医療費が増大し、さらに厳しい運営を強いられる虞れがある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、医療保険制度の一本化の実現

国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。

2、国民健康保険の安定運営の確保

(1) いわゆる「プログラム法案」における都道府県を保険者とする方針を踏まえて改革を推進するにあたっては、以下の点に留意すること。

① 財政上の構造的問題を解決することが喫緊の課題となっているため、社会保障・税一体改革において税制抜本改革時に行うとされた2、200億円の公費投入を早急に実施すること。

併せて後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生じる財源を優先的に活用すること等により更なる財政基盤の強化を図り、将来に亘って持続可能な制度とすること。

② 都道府県と市町村の役割分担等運営のあり方については地方と十分協議すること。

③ 保険料徴収に関する取り組みの相違や受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮する仕組みを構築すること。

(2) 平成27年度から実施される保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大に伴い、町村の拠出超過が更に増えることが懸念されるため、都道府県調整交付金の配分ガイドラインに沿って都道府県が調整機能を十分発揮できるよう必要な支援を行うこと。

(3) 高額療養費制度における自己負担限度額の引き下げなど国保財政に影響のある見直しをする際は、国の責任において財源を確保すること。

(4) 乳幼児や重度障害者への医療費助成(地方単独事業)を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止し、全国統一的な制度化をはかるなど適切な措置を講じること。

(5) 特定健診・特定保健指導の実施率による後期高齢者支援金の加算・減算措置を廃止すること。

3、後期高齢者医療制度の安定運営の確保

(1) 後期高齢者医療制度は定着しており、必要な見直しを行う際は地方と十分協議を行うこと。

(2) 現行の制度創設後に講じられた保険料の軽減等を継続するのであれば、平成26年度以降も国の責任において万全の措置を講じること。

(3) 制度施行後6年以内とされている不均一保険料の設定について、平成26年度以降も継続できるよう所要の措置を講じること。

4、その他

(1) 消費税の引上げに伴う「簡素な給付措置」について、対象者の把握等市町村の事務負担に配慮することともに、現場で混乱が生じることのないよう万全の措置を講じること。

(2) 国民年金等事務取扱交付金については、大幅な超過負担が生じており、実態に即した補助基準額を設定した上で、所要の国費を確保し、超過負担を完全解消すること。

### 12、教育施策等の推進

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい子どもを育成を目指すため、個性を生かし、育てる教育環境を整備するとともに、人々

があらゆる場所において学習できる環境を整え、社会全体の活性化をはかっていくことが重要である。

また、首相の下開催している教育再生実行会議において、教育委員会制度の抜本的な見直し等について検討を進めているが、地方公共団体が地域の実情に応じた教育行政を責任を持って展開できるよう、町村の意見を十分に聴取し、尊重する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、耐震化事業等の推進

(1) 児童・生徒の安全・安心を確保するとともに、災害発生時の地域住民の避難場所としての機能を強化するため、義務教育施設等の耐震化事業及び防災機能強化事業等を促進すること。

あわせて、地域の実情に即して補助単価を見直すこと。

(2) 地震防災対策特別措置法において、倒壊の危険性がある構造耐震指標(Is値)0.3以上0.6未満の施設の補強について、0.3未満の施設と同様の補助率とする。

2、教育委員会制度の改革

(1) 首長の責任の下で教育行政を行うことができるよう、教育長を首長の補助機関とし、教育委員会を首長の附属機関とすること。

(2) 国の地方公共団体に対する「是正の要求」や「指示」の発動要件については、分権型社会構築の観点から、発動要件を追加せず、現行制度を堅持すること。

3、義務教育の充実改善

(1) 教育行政は自治事務であり、地域の実情に応じ、創意・工夫をこらしながら、地



域のニーズに即した教育を行うため権限及び財源を地方に移譲すること。  
その際、人材確保等において地域格差が生じることのないよう十分配慮すること。

(2) 町村の実情に即し、義務教育諸学校の教科用図書採択地区を、「郡の区域」から「町村の区域」に改めること。

(3) 教員が子どもと向き合う環境を確保し、きめ細やかな指導を行うため、少人数学級が全国的に推進されている実態を踏まえ、複式学級を含む学級編成及び教職員定数の標準を引き続き見直すこと。

(4) 普通学級に在席する、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)など障害をもつ児童・生徒に対する教職員等の配置を含む特別支援教育の充実をはかること。

(5) 小学校における外国語活動や、中学校における外国語教育において、ALT等を積極的に活用できるよう、JETプログラムをはじめ民間委託等について適切な措置を講ずること。

(6) 学校司書の配置を促進するため、配置単価の引き上げ等、必要な財政措置を講ずること。

4、国は耐震化のほか、老朽化対策や空調整備などの町村が実施を計画している事業について、確実に執行できるものとする。5、その他

(1) 文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等整備事業など文化財保護に対する適切な措置を講ずること。

(2) へき地児童生徒援助費等補助金を拡充するとともに、離島高校生就学支援費に加

え、高校通学が困難なすべての地域における生徒の通学費、住居費も対象とすること。

### 13、農業・農村対策の推進

我が国の農業・農村は、国産食料の供給や国土保全等の多面的な機能を担っているものの、担い手の減少、耕作放棄地の増加、過疎化・高齢化の進行という長期的な衰退傾向に歯止めが掛からず、深刻さが年々強まっている。

とりわけ、TPP交渉参加により、農業関係者を中心に将来に対する不安が一層高まっている。

よって、国は農業・農村が直面している危機的な状況に鑑み、「攻めの農林水産業」の目指す、農山漁村の豊かな資源が成長の糧となる地域の魅力があふれる社会の構築に向け、次の事項を実現すること。

1、国益と現場の声を踏まえた農業交渉の展開

(1) 農林水産物の関税や金融・医療等の非関税障壁を撤廃するTPP協定は、農林水産業だけでなく、地域経済や国民生活、食の安全・安心にも甚大な影響を与えることが懸念されるので、交渉にあたっては迅速に進めることなく、我が国の国益を損なうことがないよう毅然として対応するとともに、十分な情報開示と説明責任を果たすこと。

とりわけ、農林水産分野の重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)などの聖域の確保については、国会における決議(TPP協定交渉参加に関する決議)等を踏まえ、国民との約束を守るよう万全を期すこと。

(2) WTO農業交渉については、今後とも各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開するとともに、地域の産業・経済が崩壊することのないよう、上限関税の導入を阻止し、重要品目の数を十分に確保すること。

(3) 各国と個別に行われるEPA・FTA交渉については、国内農業・農村の振興を損なわないよう十分配慮しつつ、取り組むこと。

特に、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの我が国農業の重要品目については、関税撤廃の対象から除外するなど適切に対応すること。

#### 2、攻めの農林水産業の推進

攻めの農林水産業の推進にあたっては、条件が不利な地域の存在等、生産現場の実態に十分配慮し、我が国の農林水産業及び農山漁村の再生・活性化をはかること。

なお、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しにあたっては、①現場に混乱を来さないこと、②関係者の意見をよく聞くこと、③小規模農家を切り捨てないこと、等について十分留意すること。

#### 3、実効性のある「食料・農業・農村基本計画」の推進

平成32年までの政策目標として閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」については、必要とされる財源を確保した上で、活力ある農山漁村の再生と食料自給率50%の達成に向け、実効性のある施策を政府一体となって推進すること。

4、新たな直接支払制度の創設  
新たな直接支払制度の創設にあたっては、既存の制度との整合をはかり、現場に混乱を来さないよう十分留意するとともに、町村に新たな負担が生じないようにすること。

5、地域農業の再生  
(1) 農業農村整備の充実・強化と負担金の軽減  
農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、重点的に予算を確保するとともに、同事業の負担金償還にかか

る農家や地元町村の負担軽減措置を講ずること。  
とりわけ、東日本大震災で浸水した農地の除塩や損壊した用排水路等の復旧を引き続き強力に推進すること。

(2) 地域農業の担い手の育成・確保  
意欲のある多様な農業者の育成・確保にあたっては、家族経営、集落営農、法人経営それぞれに対する具体的な支援策及び人材確保策を明確化するとともに、現場に定着している認定農業者制度との間で混乱が生じないよう、整合性に配慮した役割分担を明らかにすること。

また、青年就農給付金については、新たに農業を志す人がすべて給付対象となるよう必要な財源を確保するとともに、就農者の大宗を占める親元就農の後継者も対象として、就農者の拡大をはかること。

#### (3) 野生鳥獣被害対策の拡充

① 野生鳥獣による農作物等の被害は、市街地にまで拡大するなど町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達してい

るため、十分な予算を継続的に確保するとともに、捕獲隊員の補償措置を講じた上で、夜間・市街地での銃使用の途を閉じることや個体数を抑制する調査・研究等についても、抜本的な対策を講じていくこと。

② 捕獲鳥獣については、シビ工料理の普及等食肉利用を促進するとともに、食用に供されないものを焼却する施設を整備すること。

(4) 農地中間管理機構については、農地中間管理機構については、業務の委託を町村に求める場合には、事務が過大とならないよう配慮するとともに、事務に見合った財源を確保すること。また、借り手の選定に際しては、地域の取組に十分配慮すること。

(5) 優良農地の確保と耕作放棄地の解消

① 優良農地の確保と有効利用の促進にあたっては、地域の実態に応じた土地利用がはかられるよう、土地利用にかかる権限を町村に移譲するとともに、都道府県農業会議の意見聴取の義務付けを見直すこと。

改正農地法等を踏まえつつ、町村が優良農地の確保や農地の面的集積を円滑に行うことができるように、町村の事務負担の軽減や財政支援の拡充等を行うこと。

② 農地集積のための「人・農地プラン」の作成にあたっては、農家の将来に関わる個人情報や、町村が強制的に提出させることができないという地元の実情に最大限留意するとともに、町村に過大な事務負担が生じないようにすること。

③ 町村が農業公社等を組織し、不在地主の農地、管理放棄された農地等の耕作

放棄地や荒廃森林を利用して農業を行うことができる体制を整備すること。

(6) 飼料・畜産対策の推進

① 地域の畜産業に壊滅的な打撃を与えらる口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及びBSEについては、国の責任において感染経路や発生原因を近隣国と共同で早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じること。あわせて、これらの伝染病に伴う風評被害等により畜産関連事業者等が被る損害についても、国が補てんする制度を創設すること。

② 配合飼料の価格安定をはかるとともに、飼料用米などの国産飼料の生産拡大を推進するための条件を整備し、畜産経営者のコスト負担を軽減すること。

(7) 生産資材費の軽減

水田・畑作と畜産の連携強化によるたい肥生産の増大や省力・省エネ機械の開発普及を推進するとともに、農家のリース経費を軽減する農畜産業機械等リース支援事業を拡充し、生産コストの低減をはかること。

また、原油価格が高騰しハウス経営等を圧迫しているため、水産業で価格高騰対策として成果を上げている価格補てん事業（漁業経営サーフティーマネット構築事業）に準じた事業を創設すること。

農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置は恒久的な措置とする。

(8) 農業技術の開発の推進

地域の特性に応じた農業生産に関する研究・開発並びに消費者ニーズに応じた新しい加工・貯蔵・流通に関する研究・開発を

推進すること。

また、遺伝子組み換え技術を活用して開発した農畜産物の普及にあたっては、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

(9) 農業関係団体の見直し

農業委員会の必置規制の緩和など関係団体・組織のあり方を見直すとともに、地域の実情に応じた弾力的な組織運営を可能とする。

6、農山村の活性化と都市との共生・対流

(1) 農業・農村の6次産業化の推進

「農林漁業成長産業化ファンド」による6次産業化を推進するため、出資にかかる採択要件や出資金の償還要件をできる限り弾力化するとともに、自立するまでの間、経営・財務面のサポートを継続的に実施すること。

(2) 条件不利地域や農村集落への支援の充実

① 中山間地域等直接支払制度については、条件不利地域における耕作放棄の防止や集落営農の維持等に不可欠な制度として定着しているため、予算の拡充をはかるとともに、法制化による恒久的な制度とする。

② 農地・水保全管理支払交付金は、地域の資源や環境の保全に必要な事業で集落営農の維持に不可欠であるため、現場が必要とする予算総額を確保するとともに、法制化による恒久的な措置とすること。

(3) 農山漁村と都市との共生・対流の推進と地域コミュニティの再生

農山漁村地域の活性化にあたっては、都市と農山漁村の共生・対流の推進や地域コミュニティの存続が重要な役割を果たすの

で、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生に対する総合的な対策の拡充をはかること。

(4) 食の安全・安心の確保と消費者の信頼の確保に向けた取組の強化

食の安全・安心の確保は、消費者の健康に関わる重要な課題であり、また大きな関心事項でもある。

このため、生産者の顔が見える地域の生産活動への支援の強化や国民への啓発活動を推進するとともに、国産・輸入食品に対する検査・検疫体制の強化や原料原産地表示品目の拡大などをはかり、食の安全・安心の確保と消費者の信頼の確保に向けた取組を強化すること。

(5) 国産農産物の消費拡大と食育の推進

米を中心とした日本型食生活の再構築と国産農産物の消費拡大に向け、地産地消の推進、米粉パンなど米粉製品の普及や学校給食における米飯給食の目標回数を引き上げなどに対する支援を強化するとともに、食育をより広範囲な国民運動として定着させること。

(6) 国内農産物の輸出促進

品質に優れた国内農産物の輸出促進については、海外の市場情報の提供や輸出にかかる環境整備、輸出経費の支援策を講じていくこと。

また、福島第一原発事故に伴う風評被害により、日本産食品の輸入停止、または証明書を要求する国・地域が、現在でもなお多数に及んでいるため、簡易かつ安価で放射性物質を検査する方法を開発するとともに、関係国に対して正確な情報を適宜・迅速



速に提供すること。  
(7) 再生可能エネルギーの導入促進

農山漁村の活性化やエネルギーの地産地消をはかるため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」を早期に成立させるとともに、初期投資への助成や経営ノウハウ等の支援を拡充すること。

### 14、林業・山村対策の推進

森林地域に立地する林業や山村・水源地域は、林産物の供給のみならず、国土の保全や水源かん養等の多面的機能を有しているが、過疎化・高齢化や林業従事者の減少、間伐の遅れによる森林荒廃等が長期化し、極めて厳しい状況が続いている。

このような中、国は「攻めの農林水産業」として、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築等を掲げ、林業や山村地域の再生に向けた取り組みを進めようとしている。

よって、国は次の事項を実現すること。  
1、森林整備の推進と森林管理対策の充実強化

(1) 森林吸収量の確保に向けた森林整備や路網整備を強力に推進するとともに、山地災害や津波被害を緩和・防止するための治山対策の強化をはかるため、林野公共事業については重点的に予算を確保すること。

なお、森林整備事業においては、搬出周伐要件の弾力化等、現場の実態に即した運用をはかること。

(2) 森林境界の確定に向けた取組を強化することともに、里山等の荒廃竹林に対しては、

侵入竹の駆除や竹材用途の開発等の対策を強化すること。  
(3) 深刻化しているシカ等の野生鳥獣被害に対し、生息状況等を踏まえた効果的な森林被害対策を講じること。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の病害虫被害については、拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。

(4) 外国資本等による森林買収を不安視する声が高まっていることを踏まえ、森林取得に係る市町村長への届出制度の実効性確保に努めることともに、貴重な森林資源や水資源を守るため、新たな規制措置を検討すること。

(5) 保安林の指定・解除にかかる権限については、地域の実情に精通している町村に移譲するよう措置すること。  
(6) 相続未登記等により所有者の合意形成がはかれず、分収林契約の変更手続きが困難となっている実態を踏まえ、分収林特別措置法の改正を含め、適切な措置を講じること。

2、国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大  
(1) 国産材の安定供給体制を確立することともに、国産木材の乾燥促進や集成材等の高次加工等、木材の品質向上をはかること。  
(2) 公共建築物等への国産材の利用を促進するため、公共・公用施設を新改築する町村に対する財政措置を拡充することともに、森林整備加速化・林業再生基金を拡充し、

助成対象施設の拡大をはかること。  
(3) 木材需要の喚起と拡大をはかるため、木材利用ポイント制度の継続や間伐材等の利活用の促進、木質バイオマスにかかる技術開発及び施設整備への支援を強化すること。  
3、担い手の育成と経営改善  
(1) 林業への就業者に対する支援措置を強化する等、「緑の雇用」関連事業の拡充をはかること。また、森林施業プランナーやフォレストラー等の人材の育成を強化し、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力に推進すること。  
(2) 公益性の高い森林の公有林化にあたっては、譲渡所得税の減免措置を講じること。また、日本政策金融公庫資金等の林業金融制度については、需要に応じた必要な貸付枠を確保すること。

4、山村地域の振興

(1) 林業・山村の6次産業化の推進  
森林、林産物、景観等の地域資源の活用による林業・山村の6次産業化を推進し、就業機会の創出、所得の増大と定住の促進をはかり、山村地域を再生・活性化させること。  
(2) 山村の多面的機能の発揮と活性化の推進  
森林・林業を支える山村が多面的な機能を発揮するための活動や、山村の活性化のための活動等に対する財政措置を拡充すること。  
(3) 生活環境基盤の整備  
平地に比べ整備水準が低い道路、上下水道、廃棄物処理施設、医療施設、福祉施設等の生活関連インフラの整備・充実をはかり、定住の阻害要因を解消するため、適切

な支援措置を講じること。  
5、森林吸収源対策のための財源確保  
温室効果ガスを吸収する機能が極めて大きい森林の機能を今後とも維持するためには、町村段階における森林の管理・整備が不可欠であることを適切に評価し、石油石炭税の税率の特例措置による税収の使途に森林吸収源対策を加えるとともに、税収の一定割合を森林面積に応じ町村に譲与すること。  
6、林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立  
TPP交渉においては、合板等の国内林産物の生産減少が懸念されるため、林産物の関税を維持すること。  
また、違法伐採された木材の輸入に対する国内の監視体制を強化すること。  
7、森林・林業・山村に係る地方財政措置の充実  
(1) 公有林等における森林整備の促進に要する経費や集約化に要する経費等に対する「森林・山村対策」や移住者の受入対策や森林管理、水源維持等に要する経費等に対する「国土保全対策」の拡充をはかること。  
(2) 町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」(国有林野面積を含む)や「林道延長」を考慮した「森林・林業行政費」を新設すること。

### 15、水産業・漁村対策の充実

我が国の水産業は、魚価の低迷や、燃油価格の高騰、高齢化や担い手の高齢化等



極めて厳しい環境にある。  
また、東日本大震災からの復興や原子力災害に伴う水産物への影響も大きな課題として残されている。

一方、国は「攻めの農林水産業」として、水産物の消費・輸出の拡大、持続可能な養殖の推進等を掲げている。

よって、国は水産基本計画を着実に実施するとともに、「攻めの農林水産業」の具体化をはかり、我が国の水産業・漁村を一日も早く復活・再生させるため、次の事項を実現すること。

1、東日本大震災に対する強力な復旧・復興支援

東日本大震災に対する復旧・復興については、被災した地域が我が国水産業にとって重要な地域であることから、水産基本計画に従い着実に実施すること。

とりわけ、漁港や漁船、加工流通施設等の生産基盤の復旧・復興については、被災地域の要望を踏まえ、目標数値の上積みなど柔軟かつ強力に推進すること。

2、漁業経営安定対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業収入安定対策事業への加入率をさらに引き上げ、現場に定着させるため、法律に基づく恒久的な制度とすること。

(2) 漁業経営安定対策の中核となる漁業共同制度については、漁業者に有利となるよう基準収入の算定方法を見直すこと。

(3) 漁船等を取得する際の無利子資金を拡充することともに、無担保・無保証人の融資制度を拡充すること。

(4) 農林漁業用輸入A重油の免税措置及び

同国産A重油の還付措置並びに漁業用の軽油引取税の免税については、恒久的な措置とする。

また、燃油・飼料価格の高騰による影響を緩和する「漁業経営セーフティネット」については、国の拠出割合の引き上げと、基金規模の拡充をはかること。

(5) 漁村の内外から漁業への多様な就業経路を確保するため、漁業知識を習得する若者に対する新たな支援をはかることと、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力に係る研修体制、就業相談等の諸対策の拡充をはかり、就業希望者の障害と不安を解消すること。

3、活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 「漁港漁場整備長期計画」に基づく漁港の耐震化や長寿命化対策等、災害に強い水産基盤整備を着実に推進するとともに、藻場・干潟の保全・造成による水産環境整備等に必要な財政措置を講ずること。

(2) 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的な機能を發揮するための活動に対する財政措置を拡充すること。

(3) 水産業・漁村の6次産業化の推進にあたっては、特産品等の開発による地域ブランド化、水産直売所の開設やインターネット販売への取り組み等に関する手法の開発や財政面の支援を拡充すること。

また、産地と消費地の流通の目詰まりを解消し、消費者のニーズに適合した国産水産物の流通を促進することともに消費の拡大をはかること。

(4) 防潮堤・防波堤の見直し等海岸整備を

強化するとともに、水産施設に対する減災事業への支援制度を創設し、災害に強い漁業・漁村づくりを推進すること。

また、今後の大規模災害に備え、「激甚災害法」の対象施設に位置網等を追加するとともに、へい死魚介類の処理に対する助成制度を創設すること。

(5) 漁村地域に対する地方財政措置の充実  
漁村は、辺地、離島、半島等条件が不利な地域にあり、財政基盤が脆弱な町村が多いことから、農山漁村対策にかかる地方財政措置を充実すること。

4、水産資源の回復・管理の推進

(1) 海洋基本計画を踏まえ我が国周辺水域における資源回復を加速し、その持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多面的な資源管理型漁業の推進に努めること。

(2) 大型クラゲやザラボヤ、トド等による漁業被害については、発生源対策や効果的な駆除方法を確立すること。

また、赤潮に対する被害を初期段階で軽減するための対策を確立するとともに、養殖業者の経営再開を支援する措置を講ずること。

(3) 内水面漁業・養殖業の振興をはかるため、水質の改善や地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法の確立などに努めるとともに、放流したさけ・ますの帰還率の低下原因の究明と資源増殖対策を強化すること。

(4) 限りある水産資源を守り、漁業秩序を確立するため、密漁監視体制の整備や各取締機関の連携による取り締まりの強化等、地域が取り組む監視活動に対し支援策を講

ずること。

(5) 外国漁船による違法・無謀操業に対する指導・取締体制を一層拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

5、適切な資源管理に資する貿易ルールの確立と海外漁場の確保

(1) 水産物に関する各国との貿易交渉等においては、水産資源を適切に管理することを促進する貿易ルールの確立を目指し、我が国水産業の安定と発展に深刻な影響を及ぼす関税の引き下げや、輸入割当制度（IQ制度）等の非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

とりわけ、TPPについては、水産物関税を維持するとともに、漁業補助金における政策決定権を維持すること。

(2) 資源が減少しているマグロ類等については、科学的資源評価を踏まえた国際的な資源管理に関するルールづくりを我が国が主導し、遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

また、カツオの資源管理については、科学的検証に基づいた国際的な資源管理体制を早急に構築し、資源の持続的利用と漁獲規制の導入等による秩序ある操業環境の構築をはかること。

(3) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかる観点から、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

特に、地域の活性化と漁業資源の保全をはかる観点から、沿岸小型捕鯨再開の早期実現に取り組むこと。

6、漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、藻場・干潟の造成や磯焼け被害に対する対策、並びに、磯焼けの発生メカニズムに関する調査・研究を強化するとともに、漁業者やNPO等が各地域において行う藻場・干潟の保全活動等への支援を拡充すること。

(2) 町村が行っている漁港、海岸、海浜の清掃等の環境美化活動に対する支援策を講じること。

(3) 漁業系廃棄物の再利用を一層推進することともに、処理・再生体制を整備すること。

特に、漁港等に放置等されているFRP漁船等については、東日本大震災で明らかになったように津波により漂流物化し、災害を拡大する可能性が高いため、国において、実態把握と処理対策を早急に実施すること。

7、水産物の安全・安心の確保と供給体制の整備

(1) 水産物の安全・安心を確保するため、HACCP（危害分析・重要管理点）やトレーサビリティシステムを導入して衛生管理体制を強化する水産加工工場等に対する支援を積極的に行うとともに、輸出の拡大に注力すること。

また、近年、輸入水産物を原料とする加工食品が増えていることから、「加工食品の原料原産地表示」の対象品目を拡大し、適正な表示が行われるよう措置すること。

(2) 魚食の普及にあたっては、これまでの取組に加え、食育の一環として学校給食における魚食の拡充をはかること。また、水

産物や加工品の輸出をより一層促進するため、海外市場開拓に向けた環境整備をはかること。

(3) 水産物の放射性物質に関する検査体制を拡充・強化し、その結果を迅速に国内外に向け開示し、風評被害の払拭に努めるとともに、輸出向け水産物については、放射性物質に関する検査証明書の迅速な発行に努めること。

16、道路、河川、生活環境等の整備促進

町村を広く国民のふるさととして活性化し、安全・安心な住みやすい地域社会をつくるためには、道路、河川、生活環境等の整備を積極的に促進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、道路の整備促進

(1) 災害時の代替ルートの確保等のため、高規格幹線道路等の整備を推進すること。

(2) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進すること。

2、河川等の整備促進

(1) 治水は防災・減災の観点において国の重要施策であり、事業の実施にあたっては、抜本的な治水安全度の向上に寄与する対策や堤防強化対策など予防的な治水対策を重点的に実施すること。

また、国の管理する河川改修等の事業の実施にあたっては、生態系の維持に十分配慮することともに、浚渫や自生雑木の除去等適切な措置を早急に講じること。

(2) 整備が立ち遅れている町村の海岸事業を重点的に推進すること。

3、水道施設の整備促進

(1) 耐震性及び安全性強化のための水道施設の整備、再構築事業に対する財政支援の仕組みを構築すること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実・強化すること。また、簡易水道の布設は、脆弱な町村財政を窮迫させているため、補助率の引き上げを含め補助制度を拡充することともに、統合簡易水道への交付税措置の継続・拡充、高料金対策に要する経費における繰出基準の緩和をはかること。

4、汚水処理施設の整備促進

(1) 整備が立ち遅れている町村の下水道整備について適切な財政措置を講じること。

(2) 農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等について適切な財政措置を講じること。

17、地域商工業振興対策等の推進

我が国の経済は、これまでの長期にわたる低迷状況からの脱却に向けた動きも見えつつあるが、足下の実体経済に大きな変化は見られず、地域経済の回復にはいまだほど遠い状況にあるといえる。

よって、国は地域商工業のさらなる振興に向けて次の事項を実現すること。

1、地域商工業対策の拡充

(1) 中小企業の事業継続と雇用を守るため、資金需要への機動的かつ迅速な対応をはかるため信用保証や融資制度の拡充等の支援を継続すること。

(2) 地域経済の中核を担う農林漁業や中小企業による新たな取り組みである農商工連携や農林漁業の6次産業化を促進させるため、生産・加工・流通、研究・事業化等の

各段階において、きめの細かい支援策を拡充すること。

(3) 地域中小小売店の振興や地域コミュニティを担う商店街の活性化をはかるため、農商工連携の推進、商業基盤整備や空き店舗対策、イベントの開催や買い物バスの運行など商店街や小規模企業に対する支援の拡充をはかること。

(4) 地域商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など適切な措置を講じること。

2、地域産業の育成と工業等の導入促進

(1) 厳しい状況にある地域経済の再生をはかるため、産学官のネットワーク等による産業集積（産業クラスター）の促進や地域の潜在能力を結集した地域イノベーション

何かと面倒な相続手続き、  
お手伝いいたします。

# 遺産整理業務

[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時：例）遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円（消費税込み）。（平成17年10月1日現在）

 三菱UFJ信託銀行

お問い合わせは ☎ 0120-349-250

ご利用時間／平日・土・日 9:00～17:00（祝日等を除く）  
（回線がつながりましたら 画面を押してください。）

の創出をはかること。

(2) 農林漁業の6次産業化が進展していくことを踏まえ、「農村地域工業等導入促進法」については、対象業種の拡大をはかるとともに、税制・金融上の優遇措置を拡充すること。

(3) 地域の伝統工芸品やブランド開発など、地場産業の振興をはかるとともに、起業や転業などへの積極的な支援を行うこと。

(4) 地方税の減収補填を含む企業立地促進法に基づく税制措置については、適用期限を延長すること。

### 3、消費者行政の推進

(1) 地方における消費者行政の推進にあたっては、町村の負担が過大とならないよう留意するとともに、消費生活センターの設置や相談業務に取り組み町村に対しては、積極的な支援策を講ずること。

(2) 本年度で終了する地方消費者行政活性化基金を延長し、その拡充をはかること。

(3) 食品の放射能関連の風評被害の蔓延を招かないよう、検査体制を拡充するとともに、消費者に対する科学的な知見に基づく正確な情報提供等に努めること。

## 18、雇用対策の推進

地域経済には回復の兆しが見られるものの、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いている。

こうした状況において、今後、国と地方が連携し、地域の実情に応じた実効ある雇用施策を強力に推進することが不可欠である。

そのため、「雇用創出の基金による事業」について、要件の緩和など弾力的な活用を

可能にするとともに、基金を拡充し、事業期間の延長を行うこと。

## 19、観光施策の推進

観光立国の実現に向け、観光施策を効果的かつ総合的に推進するためには、国と地方が一体的な連携をもって取り組む必要がある。特に、東日本大震災を始め、台風・豪雪等の被害にあった被災地の復興を支える観点からも国による積極的な対応が不可欠である。

また、2020年にオリンピック・パラリンピックを東京で開催することとなったが、経済振興、国際交流、スポーツ振興といった様々な効果が、日本全体に行きわたるようにするためには、国による積極的な対応が求められる。

よって、国は、次の事項を実現すること。

### 1、減少した観光客数の回復

(1) 国内観光の活性化をはかるため、国内各地での観光キャンペーンを積極的に展開すること。

(2) 訪日旅行者の誘客をはかるため、海外で先導的なプロモーションに取り組むこと。

(3) 訪日外国人旅行者の安心感につながる、正確かつわかりやすい情報を発信すること。

(4) 出入国管理・査証発行体制整備等、着実な取り組みを進めること。

2、日本の宝ともいふべき観光資源が多数被災していることから、修復には国としても全力で取り組むこと。

3、原発事故による観光業への風評被害については、万全の対策を講ずるとともに、

損害実態に見合った賠償が行われるよう、迅速かつ適切に対応すること。

4、2020年のオリンピック・パラリンピック開催にあたって、海外からの観光客や選手が多くの地域を訪問できるように体制を整備するとともに、キャンプ地を全国に分散させるよう配慮すること。

5、滞在型観光として、宿泊旅行回数・滞在日数の増加に資する地域観光圏・広域観光圏のための取り組みを支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進すること。

6、観光政策は多くの省庁に関わることから、それぞれの施策が有機的に連携して効果を上げることができるよう、政府全体として一元的に調整し、地方団体に情報提供する。

7、国内旅行需要創出のための環境整備をはかるとともに、連続休暇の取得促進について広報活動等を強化すること。

8、地域の雇用維持・確保につながる、産業観光をはじめとする体験型ツーリズムなど地元の観光資源を活用したニューツーリズムの育成を支援すること。

9、公共交通機関との連携に向けた取り組みを支援するとともに、景観・環境・安全に配慮した基盤整備等、観光インフラの重点的かつ先行的な整備を推進すること。

10、地域特性を生かした観光施設の再生や伝統文化の維持・継承をはかるための施策に対し、支援を強化すること。

## 20、町村消防の充実強化

近年の大規模・多様化する災害から地域

住民の生命を守るため、消防防災体制の充実強化をはかるとともに、地域の安全確保に大きな役割を果たしている減少傾向にある消防団の団員確保及び自主防災組織の活性化を一層推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

### 1、大規模災害対策等の推進

(1) 消防救急無線・防災行政無線のデジタル化等消防防災設備の整備について、財政措置を充実強化すること。

(2) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について着実に推進するため適切な措置を講ずること。

(3) 林野火災に対する総合的対策を推進すること。

2、高度救命処置用資機材を備えた高規格救急自動車の整備をはかるため適切な措置を講ずるとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

### 3、消防団・自主防災組織の活性化

(1) 双方向通信システムの導入や、安全性の高い靴・手袋等の着用を義務付ける等消防団の装備の基準を抜本的に見直すとともに、教育訓練等の充実をはかるため、適切な財政措置を講ずること。

(2) 団員の確保をはかるため、国における啓発及びPRを含め適切な措置を講ずること。

## 21、暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの充実強化

銃器を使用した凶悪事件等が相次いで発生している現状に鑑み、住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、銃



器犯罪などのあらゆる暴力を社会から根絶し、住民生活の安全対策の充実・強化等をはかることは緊急の課題である。

よって、国は、次の事項について実現する。

- 1、総合的な銃器犯罪対策の推進に対する適切な措置を講じること。
- 2、行政対象暴力に対する適切な措置を講じること。
- 3、誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に対する適切な措置を講じること。

## 22、情報化施策の推進

すべての国民が、平等にICT（情報通信技術）を活用し、その恩恵を享受できる社会を実現することが、情報化施策の推進にとって重要な課題である。

よって、国は次の事項を実現すること。

- 1、社会保障・税番号制度の円滑な導入
- (1) 番号制度の導入・運用にあたっては、広く国民に周知し理解を得るとともに、個人情報保護やセキュリティについて万全の対策を講じること。
- (2) 通知カードの送付及び個人番号カードの交付について、国は事務手続き等のガイドラインを早急に策定し、市町村に示すこと。
- (3) 個人番号の付番・通知にかかる事務及び個人番号カードを交付する事務にかかる導入・運用に係る費用については全額国費により行うこと。

また、地方公共団体の既存システムの改修に要する費用をはじめ番号制度の導入・運用にかかる地方公共団体の新たな経費負担を早期に明らかにし、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保すること。

また、電算システムの開発等の費用を抑え、システムの信頼性を高めるため、制度改正の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること。

(2) 条件不利地域等において、止むを得ず町村が整備したブロードバンド施設等について、代償なく速やかに民間通信事業者への移管を可能とする制度を創設すること。

- 2、電子行政の推進等
- (1) 国の制度改正に伴う電算システムの開発・改修について、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保すること。

また、電算システムの開発等の費用を抑え、システムの信頼性を高めるため、制度改正の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること。

(2) 条件不利地域等において、止むを得ず町村が整備したブロードバンド施設等について、代償なく速やかに民間通信事業者への移管を可能とする制度を創設すること。

また、情報格差が生じることがないように、ユニバーサルサービス制度を拡充し、光ファイバーなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。

3、地上デジタル放送受信環境の整備

地上デジタル放送に完全移行したが、テレビが視聴できない条件不利地域等の世帯に向けた対策を講じるとともに、暫定衛星対策世帯における恒久的な対策を早急に講じること。

## 23、戸籍制度の見直し

近年住民の流動が激しく、戸籍事務については、町村に本籍と現住所双方を有する

者又は一方が町村外にある者等に分かれており、事務が煩雑になっている現状にある。よって、国は次の事項を実現すること。

1、本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度を抜本的に見直すこと。

2、戸籍事務の電算化による、ソフトの更新費用等を含めた運営経費について、適切な措置を講じること。

## 24、公職選挙制度の改善

区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善をはかること。

また、国会議員の定数に関する選挙制度改革については、町村の意見が十分に反映されるよう考慮すること。

## 25、エネルギー対策の推進

我が国のエネルギー政策は、脆弱なエネルギー供給構造の強化や温室効果ガスの排出削減をはかる観点から、原子力発電への依存度を強める方向を目指してきたが、深刻な原子力災害を踏まえ、中長期的なエネルギー安定供給体制のあり方など抜本的な検討が求められている。

よって、国は次の事項を実現すること。

- 1、エネルギー政策の見直し
- エネルギー基本計画の見直しにあたっては、原発のあり方と電力の安定供給について慎重に検討するとともに、再生可能エネルギーを拡大させる具体策を検討すること。
- 2、再生可能エネルギーの導入・推進
- (1) 町村が、小水力、バイオマス、太陽光、風

力等の地域資源を活用して再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、再生可能エネルギー等導入推進基金事業を拡充するとともに、発電施設や基幹送電線への接続等に対する支援措置を創設し、自立・分散型のエネルギー供給体制を構築すること。

## 26、過疎対策の推進

過疎地域は、引き続き人口減少が続いており、若年層の流出、少子・高齢化の急速な進行、地域産業の衰退による様々な格差の拡大が見られるほか、財政基盤が脆弱であるなど厳しい状況にある。

このような中、地域医療の確保、集落対策、生活交通確保、災害対策など住民の安心・安全な暮らしを支える、幅広く実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要がある。よって国は、次の事項を実現すること。

- 1、集落を支援する人材の育成・確保など、きめ細やかな集落の維持及び活性化対策をこれまで以上に積極的に講じること。
- 2、地域資源を最大限活用し地域の自給力を高めるため、過疎地域の主体的で多様な取り組みを支援すること。
- 3、町村の多様な財政需要を反映した市町村計画に基づく過疎対策事業債の所要額を確保するとともに、道路・橋りょう等の公共施設の維持・補修に係る経費、廃校舎等の公共施設の解体撤去や火葬場施設、上水道施設、障害者施設、し尿処理施設等の一

般廃棄物処理施設、企業が使用する貸工場等、市町村管理の県道・河川・溜池、学校施設におけるグラウンド・プール等、町村立の高等学校の校舎等、地域鉄道等の整備に要する経費など、過疎対策事業債の対象事業を拡大すること。

### 27、豪雪地帯の振興

豪雪地帯は、冬の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

- 1、「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進するとともに、道府県計画の策定を促進すること。
- 2、新たな「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」を策定するにあたり、豪雪地帯町村の意見を十分踏まえ、「特別措置法」に基づく路線の指定を延伸・追加するとともに、豪雪地帯の道路整備・道路交通確保を強力に推進すること。
- 3、高齢者・障がい者等の雪下ろし・除排雪等が困難な者を支援するため、建設業団体や非営利団体と連携した除排雪や、空き家の除排雪などの管理に係る地域の取り組みに対して財政支援措置を講ずること。
- 4、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。

### 28、半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から

遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興及び生活環境の整備等が立ち遅れている実情にある。更に、地震、風水害等により陸の孤島となるところが存在するなど災害に対し脆弱な地域でもある。このため、かかる現状を打開し、地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展という基本的な考え方を踏まえ、地域の自立的発展をはかるためには、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

- 1、半島振興法の適用期限を延長し、定住の促進、交流人口の拡大、格差是正に向けて支援措置の充実強化をはかること。
- 2、半島地域は地震、津波、風水害、土砂災害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通及び情報の途絶の危険性が高いため、救助体制の充実や避難施設、衛星携帯電話等の整備を推進すること。
- 3、半島振興法に基づき策定された全国23半島地域の半島振興計画に基づく施策が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、長期的視点にたつて各種事業にかかる支援施策を講ずること。
- 4、半島振興及び災害対策上重要な半島循環道路等の整備を推進すること。

### 29、離島地域の振興

離島は、我が国の領域・排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。

一方、離島を取り巻く諸条件は依然とし

て厳しく、過疎化・高齢化に加え、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者等の不足等も相俟って、近年、離島の定住環境は著しく悪化してきているのが現状である。

このため、離島の自立的発展の促進や島民が安心安全に住み続けることができるよう、幅広い総合的な対策を講ずる必要がある。よって、国は次の事項を実現すること。

- 1、離島振興関係予算の所要額を確保すること。

特に、法律により創設された「離島活性化交付金」については、事業計画に基づく事業等の実施に支障が生じることのないよう所要額を確保することも、弾力的な活用がはかれるものとする。

- 2、離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であることから、必要な支援を行うとともに、その支援に必要となる新たな法制の整備を含め支援のあり方について検討すること。

- 3、離島におけるすべての移動コストを本土交通機関並に低減する方策を講ずること。
- 4、医師等医療従事者の確保、円滑な派遣制度を早急に確立するとともに、病院・診療所等の整備、救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

- 5、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、「ゴミ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対し、適切な措置を講ずること。

- 6、離島が四方を海等に囲まれている等厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災

害を防除し、島民が孤立することを防止するため、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫等の整備、防災のための住居の集団的移転の促進等、総合防災対策の充実をはかること。

また、離島の防災機能の強化をはかるため、海岸、道路、港湾、漁港等の整備に係る事業について、離島町村の財政負担の軽減をはかりつつ、強力に推進する仕組みを整えること。

- 7、離島特別区域制度については、その制度の詳細設計を定めた新たな法制を早急に整備すること。

- 8、我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用をはかる上で特に重要な離島については、その保全及び振興に関する特別措置について早急に検討すること。

### 30、地域改善対策の推進

同和問題は基本的人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地对財特法」とする)は失効したが、

課題の解決に向け、取り組みを積極的に行うことが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、「地対財法」の失効に伴い、一般対策に移した事業を引き続き円滑に実施できるように、適切な措置を講ずること。

2、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、適切な措置を講ずること。

3、人権侵害の防止及び被害の救済に関する法的措置を講ずるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

4、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実することともに、かかる財源は、国の負担として、償還完了まで実施すること。

また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。

5、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講ずること。

6、地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

### 31、米軍機による低空飛行訓練の中止について

日本において実施される米軍機による低空飛行訓練は、休日昼夜を問わず断続的に

実施され、機体から発せられる轟音により、住民生活に大きな支障が生じている。国は、この事態を正確に把握し、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることのないよう、適切に対応すること。

### 32、北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

### 33、竹島の領土権の確立

我が国固有の領土である竹島の領土権を早期に確立し、周辺海域における漁業の安全操業が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

また、国の啓発施設の建設等により、広報啓発活動を充実強化すること。

### 34、尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯について

尖閣諸島は我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白である。国は、その周辺海域において、監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講ずるとともに、尖閣諸島及び周辺海域における領海侵犯に対し、毅然たる態度をとること。

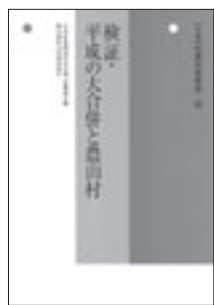
## 新 刊 紹 介

### 検証・平成の大合併と農山村

日本村落研究会企画 佐藤康行編  
農山漁村文化協会 5000円＋税

興味深いタイトルの本が刊行された。以下本文より。「平成の大合併が終了して三年余が経過し、二〇一五年の合併特例法失効にともなう問題に対応を迫られることになり、地方自治体は地方自治の将来像を明確に描いておかなければならない時期にきている。今後の将来像を考えるにあたり、平成の大合併がもたらした問題を検証することがなにより重要である。合併が終わったこんにち、次は道州制が叫ばれている。しかし、平成の大合併の経緯と結果を見る限り、道州制も平成の合併と同じ轍を踏む可能性が高いと思われる。そうならないためにも、平成の大合併が地域社会に及ぼしている影響を、今後とも事例に即して明らかにしていく作業が求められている。」

行政学、農政学、農業経済学、農村社会学などの視点から、集落に暮らす人々が現実面に直面している課題について実例を取り上げ、丹念に分析している。大きなインパクトを与えた市町村合併だが、その影響のみならず農山村が抱える課題を浮き彫りにし、合併問題を乗り越えた農山村の将来像をどう描くのか、多くの問題提起を含んだ本である。



### 「市町村合併による防災力空洞化」

室崎益輝・幸田雅治 編著

本書は、行政サービスの効率化を追求して行われた平成の大合併について、東日本大震災を題材に、合併の影響がどのように現れたかについて分析したものである。基礎自治体が人口や面積が広大になることにより、減災の側面ではどのような問題が生じたのか、合併市町村と非合併市町村を比較して、被災時、復旧時、復興時における対応の違いはどうかなどについて具体的事実に基づいた検証が行われている。

平成の大合併によって、住民サービスの低下や住民との距離拡大など、団体自治、住民自治の観点から地方自治の劣化が懸念されている。本書では、現場のリーダーシップの大切さなど、「町村の自治」の重要性を読み取ることができる。

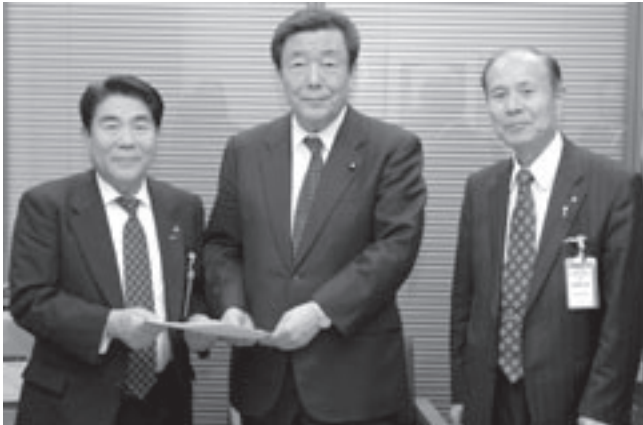
大災害は、その時代、その社会が持っている歪みや問題点を露わにするものと言われている。大震災が明らかにした平成の大合併の問題点を今こそ、しっかりと見据える必要がある。将来の自治体の姿や今後の自治のあり方を考える上で様々な示唆を与えてくれる書である。必読を勧めたい。





全国町村会

平成26年度税制改正に関する要請活動を実施



▲森山裕 自民党税制調査会幹事 (中央)



▲西銘恒三郎 自民党総務部会長 (左から2人目)



▲西田実仁 公明党税制調査会事務局長 (右から2人目)



▲土屋正忠 衆議院議員 (中央)



▲山口泰明 衆議院議員 (左から2人目)

活 動



▲務台俊介 衆議院議員 (右から2人目)



▲高橋克法 参議院議員 (中央)

平成26年度税制改正に関する要望

1. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

2. 自動車取得税等の見直しに係る代替財源の確保等

自動車取得税は、税収の約7割が市町村に交付され、極めて貴重な財源となっていることを踏まえ、同税の引き下げ及び廃止にあたっては、自動車税及び軽自動車税において環境性能等に応じた課税を強化するなどにより、市町村の安定的な代替の税財源を確保し、減収が生じないようにすること。

また、軽自動車税については、軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡等を考慮した税率の見直しを行うこと。

さらに、自動車重量税は、その約4割が市町村に譲与されていることを踏まえ、自動車重量譲与税収の減少につながる見直しは行わないこと。

3. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税(交付金)は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

平成25年11月

全国町村会  
藤原忠彦

自由民主党税制調査会が11月20日に党本部で総会を開催、平成26年度税制改正の検討作業に着手したことを受けて、全国町村会は11月20日、21日に藤原会長(長野県町村会会長・

川上村長)、白石会長代行副会長(愛媛県町村会会長・松前町長)、吉田財政委員会委員長(埼玉県町村会会長・滑川町長)が与党国会議員に対し、平成26年度税制改正に関する要請活

動を行い、①償却資産に係る固定資産税の現行制度堅持、②自動車取得税の見直しに係る代替財源の確保、③ゴルフ場利用税の堅持について強く訴えた。(詳細は左記参照)

町村から日本を元気にする

JAPAN

町イチ! 村イチ!

### 町イチ! 村イチ! 2014

日時

2014年1月11日(土)12:00~19:00  
1月12日(日)10:00~17:00

会場

東京国際フォーラム 展示ホール/ロビーギャラリー  
サテライト会場:有楽町駅前地上広場

主催

全国町村会

\*掲載されている特産品、伝統芸能などは場合により、出展がない場合もございます。ご了承ください。  
\*混雑が予想されますので、会場の一部で入場制限をさせていただく場合がございます。

入場  
無料

2014